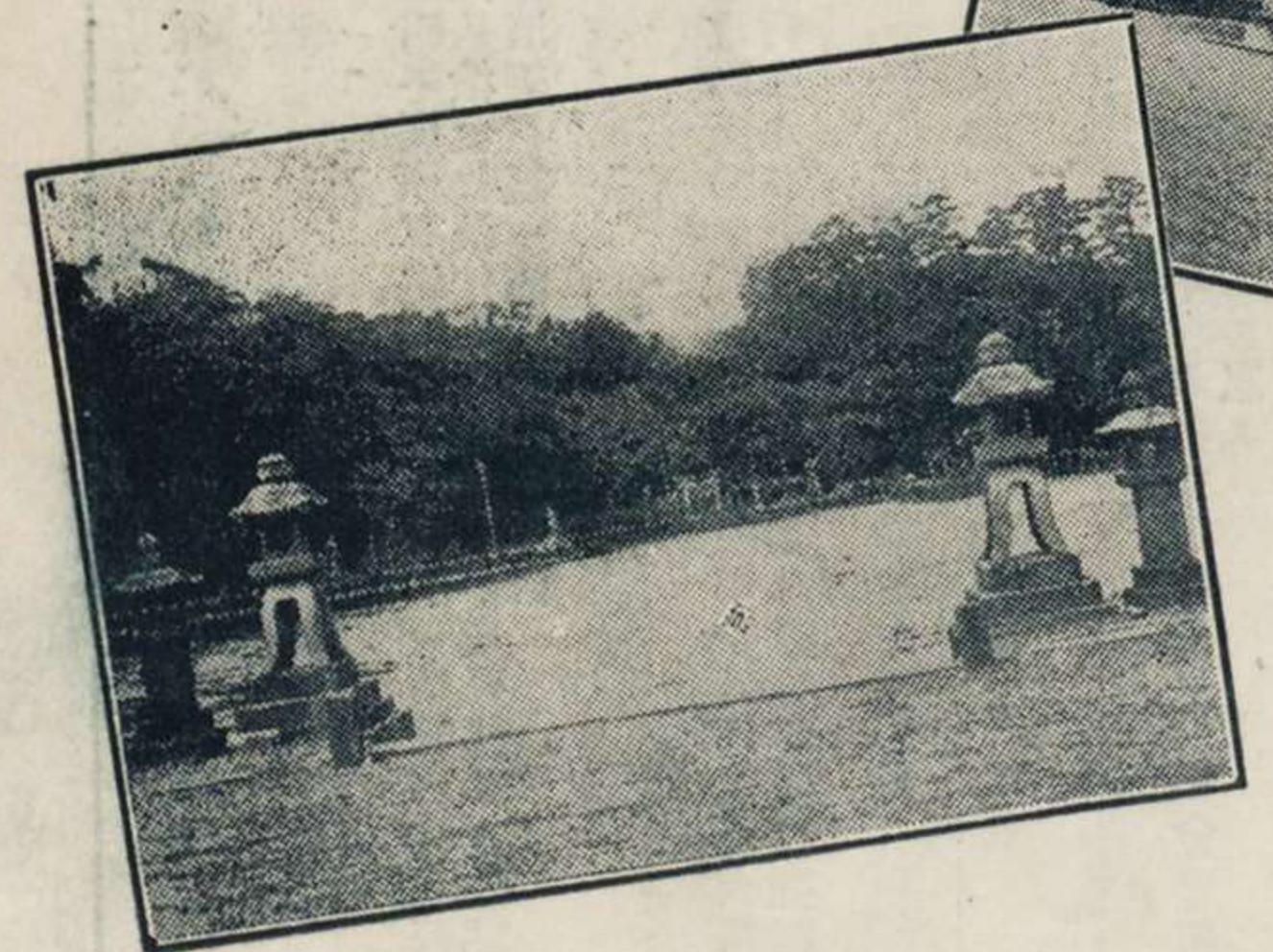
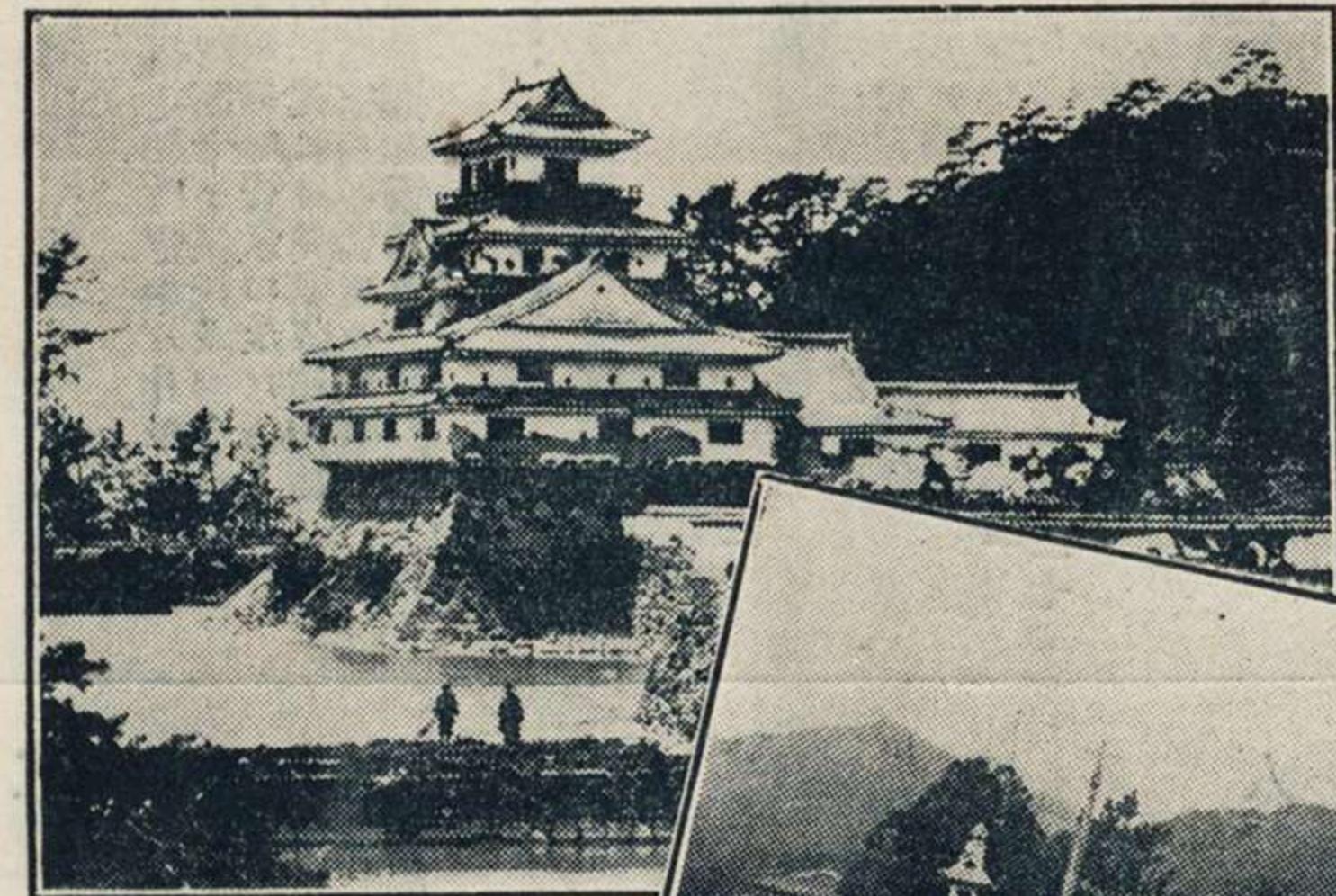


萩月報

第拾八號

附錄
新次勢
地圖
壹葉



昭和九年四月號



山口縣萩町發行

目次

| | |
|---|-------|
| 庶般行政 | 自九一 |
| ●財政緊縮に關する | 至自五〇 |
| ●農業調査員任命 | 至自五三 |
| ●夏期林間學校閉鎖 | 至自五八 |
| ●農業試驗 | 至自六〇 |
| ●各開港別輸出入額 | 至自六三 |
| ●船舶職員試驗 | 至自六七 |
| ●船員養成講習會 | 至自六九 |
| ●夏期講習會 | 至自七一 |
| ●玉江浦青年校來校視察者 | 至自七三 |
| ●文部省主催青年訓練所指導員講習會概況 | 至自七五 |
| ●神宮奉頌唱歌歌詞 | 至自七七 |
| ●小學校教員異動 | 至自七九 |
| ●游泳講習會終了 | 至自八一 |
| ●縣設教員夏期講習會 | 至自八三 |
| ●椿東處女會月例會 | 至自八五 |
| ●社會教育講演會 | 至自八七 |
| ●明倫會 | 至自八九 |
| ●前年萩町勢要覽 | 至自九一 |
| ●住吉神社へ參向使 | 至自九三 |
| ●明神池畔に建札告示の主なるも | 至自九五 |
| ●員齋令傳達並行賞式 | 至自九七 |
| ●昭和五年度陪審員割當當田 | 至自九九 |
| ●萩町辭令 | 至自一〇一 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一〇三 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自一〇五 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自一〇七 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自一〇九 |
| ●昭和三年度陪審員割當當田 | 至自一一一 |
| ●萩町辭令 | 至自一一三 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一一五 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自一一七 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自一一九 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自一二一 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自一二三 |
| ●萩町辭令 | 至自一二五 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一二七 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自一二九 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自一三一 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自一三三 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自一三五 |
| ●萩町辭令 | 至自一三七 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一三九 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自一四一 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自一四三 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自一四五 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自一四七 |
| ●萩町辭令 | 至自一四九 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一五〇 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自一五二 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自一五四 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自一五六 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自一五八 |
| ●萩町辭令 | 至自一六〇 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一六二 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自一六四 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自一六六 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自一六八 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自一七〇 |
| ●萩町辭令 | 至自一七二 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一七四 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自一七六 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自一七八 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自一八〇 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自一八二 |
| ●萩町辭令 | 至自一八四 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一八六 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自一八八 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自一九〇 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自一九二 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自一九四 |
| ●萩町辭令 | 至自一九六 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自一九八 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二〇〇 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二〇二 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二〇四 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二〇六 |
| ●萩町辭令 | 至自二〇八 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二一〇 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二一二 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二一四 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二一六 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二一八 |
| ●萩町辭令 | 至自二二〇 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二二二 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二二四 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二二六 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二二八 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二三〇 |
| ●萩町辭令 | 至自二三二 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二三四 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二三六 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二三八 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二四〇 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二四二 |
| ●萩町辭令 | 至自二四四 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二四六 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二四八 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二五〇 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二五二 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二五四 |
| ●萩町辭令 | 至自二五六 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二五八 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二六〇 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二六二 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二六四 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二六六 |
| ●萩町辭令 | 至自二六八 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二七〇 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二七二 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二七四 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二七六 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二七八 |
| ●萩町辭令 | 至自二八〇 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二八二 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二八四 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二八六 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二八八 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二九〇 |
| ●萩町辭令 | 至自二九二 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二九四 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二九六 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二九八 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二〇〇 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二〇二 |
| ●萩町辭令 | 至自二〇四 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二〇六 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二〇八 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二一〇 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二一二 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二一四 |
| ●萩町辭令 | 至自二一六 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二一八 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二二〇 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二二二 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二二四 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二二六 |
| ●萩町辭令 | 至自二二八 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二三〇 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二三二 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二三四 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二三六 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二三八 |
| ●萩町辭令 | 至自二四〇 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二四二 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二四四 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二四六 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二四八 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二五〇 |
| ●萩町辭令 | 至自二五二 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二五四 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二五六 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二五八 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二六〇 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二六二 |
| ●萩町辭令 | 至自二六四 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二六六 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二六八 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二七〇 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二七二 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二七四 |
| ●萩町辭令 | 至自二七六 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二七八 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二八〇 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二八二 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二八四 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二八六 |
| ●萩町辭令 | 至自二八八 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二九〇 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二九二 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二九四 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二九六 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二九八 |
| ●萩町辭令 | 至自二〇〇 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二〇二 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二〇四 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二〇六 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二〇八 |
| ●昭和四年度陪審員割當當田 | 至自二〇八 |
| ●萩町辭令 | 至自二一〇 |
| ●萩町告示の主なるも | 至自二一二 |
| ●前兩相特別歡迎會 | 至自二一四 |
| ●中前首相並久原前遞相歸京 | 至自二一六 |
| ●田中久原前遞相歸京 | 至自二一八 |
| ●少くとも一割五分減とすること | 至自二二〇 |
| ●一期すること | 至自二二二 |
| ●既定の計畫にかかるものにありても（繼續費たると否とを問はず）之が打切中止減額又は繰延等を實行すること | 至自二二四 |
| ●年度内所要經費にして豫見し得べきものは洩れなく之を當初豫算に計上すること | 至自二二六 |
| ●課稅に付ては昭和四年度の程度以下に止め之が新設又は増徵を避くること | 至自二二八 |
| ●地方債に付ては客月二十日山口縣訓令第二十號に依ること | 至自二三〇 |

庶般行政

●財政緊縮に關する

山口縣訓令

現下の時局を匡救して我國財政經濟の堅實なる發達を所期せんとするには中央財政と合せて地方財政の一大整理緊縮を斷行し國民の消費節約を促進し民間經濟の整理を企圖するを以て急務とすにて今回政府に於ては之が整理に關し要項を定め之に準據し措置すべく訓令せられたり各位は今後左記要綱に準據し市町村財政の整理緊縮を圖るに最善の努力を致さるべし。

昭和四年八月三日 山口縣知事 黑崎 真也 記

第一、昭和五年度當初豫算は特別の事情なき限り左記各號に依り極力整理緊縮を加へて之が編成を爲し以て其の豫算額を昭和四年度當初豫算額に比し

第二、豫算の追加は昭和四年度及五年度共に眞に緊切差措難き事情の生せざる限り之を避け（財源を有する場合と雖）以て整理緊縮の趣旨を徹底し其

納稅成績に就て◆國民經濟の立直しと金解禁の決行について

◆昭和四年度陸軍簡閱點呼に就て◆昭和四年度萩町に於ける徵兵検査抽籤結果◆昭和四年度徵集兵入營期日一覽

◆勤務演習召集◆海軍豫備員任命

◆八月中行事◆萩郵便局昭和四年八月分事務取扱狀況

◆萩局電話通話區域擴張◆郵便切手刷色改正◆萩郵便局

◆火葬場道路改修◆新川岩盤掘鑿工事

◆昭和四年一月以降傳染病患者數◆萩町立壩内病院入院患者數◆昭和四年一月以降死亡者埋火葬別◆蛔蟲の暴虐は溫暖な地方に

◆長門峽内發昌寺本尊入佛式舉行◆壩内公會堂建設◆住吉祭お船うた◆公人及私人

◆飛行機上より萩市街を撮影◆假面を被る平和の使者◆感謝

◆八月中萩町日誌◆洒なし日◆昨年の今日

◆戸籍と身分關係◆萩町の人口動態◆八月中の寄留◆八月中的受刑者◆八月中の公人及私人

◆飛行機上より萩市街を撮影◆假面を被る平和の使者◆感謝

◆八月中萩町日誌◆洒なし日◆昨年の今日

◆戸籍と身分關係◆萩町の人口動態◆八月中の寄留◆八月中的受刑者◆八月中の公人及私人

◆飛行機上より萩市街を撮影◆假面を被る平和の使者◆感謝

◆八月中萩町日誌◆洒なし日◆昨年の今日

◆戸籍と身分關係◆萩町の人口動態◆八月中の寄留◆八月中的受刑者◆八月中の公人及私人

◆飛行機上より萩市街を撮影◆假面を被る平和の使者◆感謝

◆八月中萩町日誌◆洒なし日◆昨年の今日

<p

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|-------|-------|----|------|-----|
| 香川津 | 東 | 無田 | 船松 | 中ノ倉 | 椎上 | 中目 | 東濱崎町 | 濱崎町 |
| 北 | 南 | 西 | 東 | 本 | 二 | 一 | 津 | |
| 區 | 區 | 區 | 區 | 原津市區區 | 原野江代區 | 區 | 區 | 區 |
| 金子 | 中岡 | 長岡 | 永安 | 西郷 | 大谷 | 福島 | 藤田 | 小野 |
| 豊熊 | 中村 | 本徳 | 佐吉 | 喜兵衛 | 本満 | 幸輔 | 吉村 | 尾崎 |
| 正一 | 山村 | 助 | 吉 | 正一 | 正一 | 一郎 | 長尾 | 久市 |
| 永田 | 山中 | 常一 | 益藏 | 吉賀 | 小野村音吉 | 源作 | 進藤 | 松原 |
| 瀬三郎 | 正兵衛 | | 益藏 | 新一 | 山本新一 | 作 | 福松 | 久保 |
| | | | | 正市 | 吉賀正市 | 千一 | 刀禰 | 善助 |
| | | | | 清作 | 田中清作 | 好 | 德介 | 新一 |
| | | | | 喜兵衛 | 喜兵衛 | 千一 | 三好 | 萬吉 |
| | | | | 正市 | 正市 | 一 | 千一 | 有馬 |
| | | | | 常一 | 常一 | 一 | 一 | 歲 |

◎第七回町會

の追加の己むを得ざる場合に於ては前項の趣旨に準し措置すること
第三、昭和四年度既定豫算の實行に關しても第一項の趣旨に準し措置すること
第四、整理の結果歳入に餘裕を生ずる場合に於ては起債額の減少を圖り尙剩餘あるときは舊債の償還を爲し又は課稅の輕減を圖ること。
八月三十日午前十時半より開會昭和四年度萩町歳入歳出追加豫算の件外九件を附議し何れも原案の通可決確定せり。就中八月三十一日を以て任期満了と爲れる本町九十七行政區の區長及區長代理者として決定したる者左の如し。

| | | | | |
|----------|----|----|--------|--------|
| 士原 | 橋本 | 一區 | 大田梅五郎 | 柴田武一 |
| 御許町 | 町 | 三區 | 江山吉五郎 | 澤本俊三郎 |
| 唐樋 | 町 | 二區 | 柴田八五郎 | 中原宗樂正一 |
| 向 | 町 | 一區 | 中村善右衛門 | 相本滿 |
| 添 | 明 | 四區 | 松浦茂 | 小田六治 |
| 河 | 區 | 三區 | 中山雅樂 | 中原英太 |
| 平安古町 | 區 | 二區 | 神代大介 | 柴田熊一 |
| 堀内 | 區 | 一區 | 中原詩教 | 原田宗三郎 |
| 南片河町南古萩町 | 區 | 一區 | 鈴川喜重 | 平田久吉 |
| 吳服町、二油屋町 | 區 | 一區 | 安藤清樋 | 中村忠助 |
| 佐々木藤作 | 區 | 一區 | 林方亮 | 横山尾形二郎 |
| 岩本治定 | 區 | 一區 | 池内壽一 | 重村中島重 |
| 藤井賴三 | 區 | 一區 | 池田喜代次郎 | 守田田村虎 |
| 福壽六三郎 | 區 | 一區 | 長岡政吉 | 中島末熊 |
| 南片河町南古萩町 | 區 | 一區 | 佐々木藤作 | 源吉傳一 |
| 吳服町、二油屋町 | 區 | 一區 | 岩本治定 | 虎吉 |
| 佐々木藤作 | 區 | 一區 | 福壽六三郎 | 政二 |
| 南片河町南古萩町 | 區 | 一區 | 佐々木藤作 | 秀一 |

山口聯隊區司令官陸軍歩兵大佐

内藤 稠彦

待命被仰付

陸軍歩兵大佐

中村 音吉

補山口聯隊區司令官

歩兵第三十八聯隊大隊副官陸軍歩兵大尉

生駒 林一(萩出)

補歩兵第三十八聯隊中隊長

椿 武忠(全上)

補台灣步兵第一聯隊附

下關要塞司令部附兼陸軍兵器本廠員

築城部本部附陸軍一等主計 柿並修三(全上)

補歩兵第十六聯隊附兼第二師團經理部員

正四位勳二等功四級

福田 彥助

叙勳一等授瑞寶章

正五位勳六等

岩田 博藏(萩出)

叙勳五等授瑞寶章

豐田 勝藏(全上)

台灣總督府內務局長

依願免本官

一、公私經濟緊縮山口縣地方委員會規則(八月二十一日山口縣告示第六百四十八號)

○萩町告示の主なるもの

一、町會招集の件

一、コレラ病流行に付臨時船舶見張所開設の件

一、町會に於て議決事項の件

一、特別稅戶數割滯納者督促不能の件

一、縣稅營業稅納稅者徵稅令書交付不能の件

一、滯納者差押物件公賣の件

○第三部消防組員辭令傳達

並に行賞式

第三部消防組(玉江浦)に於ては、八月十六日午前十時より新加入者の辭令傳達並に、前小頭坂本槌歲氏の行賞式を玉江浦説教所に於て舉行せり。阿武庶務課長は町長代理として列席したり。

に關する説明を詳記したる大立札を揚げ一般遊覽者の爲便宜を與ふることゝせり

一、河川取締規則(八月十六日山口縣令第七十五號)

○住吉神社へ參向使

住吉神社例祭は、八月一日午前十時より黒崎知事代理西重縣屬を幣帛供進使として執行、同時刻林萩町長も參拜せり。

昭和三年中に於ける萩町の現勢を網羅したる萩町勢

○昭和三年萩町勢要覽

萩町に於ては越ヶ濱明神池の池畔に笠山及び明神池

昭和五年度に於ける所要陪審員割當左の如く決定せ

る旨山口地方裁判所長より通牒ありたり。
萩町割當陪審員數 五十五名

□八月中發令の主要法令□

○國の法規

○宮内省告示第二十八號

七月二十八日誕生セラレタル博義王殿下ノ第一女子名ヲ光子ト命セラル

○宮内省告示第三十號

神宮式年遷宮ニ付奉遷期日左ノ通定メラル

昭和四年八月三日 宮内大臣 一木喜徳郎

皇大神宮 十月二日

豊受大神宮 十月五日

昭和四年八月十五日 宮内大臣 一木喜徳郎

○宮内省告示第三十二號

恒憲王妃殿下本日午前一時五十五分東京市麹町區一番町二番地賀陽宮邸ニ於テ御分娩王御誕生アラセラル

昭和四年八月十七日 宮内大臣 一木喜徳郎

セラル

○縣の法規

要覽は其の裏面に美彩せる正確なる萩市街圖を添刷することゝごし、此の程漸く完成したるに依り、八月三十日の日付を以て一般に之を發行せり。

◎ 田中前首相並久原前遞相

歸京

田中、久原前兩相は去月廿九日相携へて歸萩靜養中なりしが、八月二十三日出發歸京の途に就かれたり此の日午前七時、田中男爵は竹下、津雲、藤井三代議士、豊田前台灣總督府內務局長、北野秘書を伴ひ平安古の素水莊を出發八丁筋より橋本町を、久原前遞信大臣は藤田前代議士、吉田遞信省囑託、福井執事其の他多數を隨へ吳服町安富邸を出發、田町通御許町筋を橋本橋上に於て前兩相相會し、夫より自動車を捨て沿道に堵列して見送れる一般町民に對し、町寧なる挨拶あり、蓮正寺の田中家墓所に參拜、再び各小學校各中等學校、青年團、青年訓練所、在郷軍人團等各種團體員の盛んなる見送に對し、逐一之に答へ萩驛前より自動車に分乗、是より先林萩町長表し歡迎の挨拶を述べ、之に對し田中男爵より簡單

町會議員は二班に分れ前兩相に從ひ、防府町迄見送ることとなり各種團體代表者の自動車と共に延々長蛇の如く、沖原本街道を明木村へ進み同村角力場に於て田中男爵は、大田街道を小郡を経て山口市へ久原閣下は佐々並街道を山口市へ、而して田中男爵は大田町に於て美禰郡有志の歡迎者に挨拶、金麗社に參拜、午前十時二十分钟權現山下の八本別邸に於て再び兩閣下相會し少憇の後、午前十一時四十分防府町に到着せられたり、それより多々良なる毛利公爵家へ伺候、田中男爵は午後二時五十七分發の下り列車にて林町長、町會議員其の他各種團體代表者の萬歳聲裡に宇部市へ向け發車、久原閣下は午后三時五分林町長町會議員其の他の有志により、萬歳聲裡に防府鐵道防府驛より島方面へ向け出發せられたり。

◎ 田中、久原前兩相特別

歡迎會

萩町主催の、田中前首相並に久原前遞相の特別歡迎會は、八月六日午後七時半高大亭に於て開催。出席

なる謝辭あり、開宴中は歡談笑話盡る時なく斯くて林町長の發聲に依り、田中久原前兩相の萬歳を三唱し、午後十時迄盛況裡に散會したり。

旌

表

◎ 飾板下賜

賀田以武氏は大正十一年六月、萩町、椿東村、椿村

山田村及、縣立萩中學校外四校の育英並獎學資金と

して、又、同郡立萩圖書館基金として、合金壹萬六千圓を寄附せられたるに對し、今回賞勳局より飾板一箇を下賜せらる。

學
事

◎神宮奉頌唱歌歌詞

(八月三十一日付 山口縣)

文部省及内務省に於て神宮奉頌唱歌歌詞左の如く決定せられたり。

- 一、天地のむた窮みなく 天津日嗣は榮れんと
御國の基建てませる 皇御祖のかしこさよ
- 二、千秋五百秋安らげ 瑞穂の國に幸あれど
御國の民を護ります 皇御祖の尊さよ
- 三、神路の山の彌高く 五十鈴の川の彌遠く
天照る光仰ざつゝ たたへまつらん諸共に

◎小學校教員異動

大津郡明倫尋常高等小學校訓導

松本千代春

任山口縣阿武郡明倫尋常高等小學校訓導

(八月二十八日付 山口縣)

椿東尋常高等小學校准訓導

多田照子

明倫尋常高等小學校准訓導を命す

◎夏期林間學校閉鎖

本縣及阿武郡の各教育會並、萩町の主催に係る夏期林間學校は豫定の通、八月十日終了に付全日午前十時より志都岐公園内東園學校開設地に於て、終了式を舉行せり。來賓寺島男爵外各官公衙長父兄等多數參列ありたり。

◎縣設教員夏期講習會

前號掲載の縣設夏期講習會は、豫定の通八月二十五日を爲し午前十一時五十分閉會せり。

日より全二十八日迄四日間、明倫小學校講堂に於て開催、文學士横山健堂氏の防長史に關する講演あり開會式は本縣菊池視學官及、脇本縣視學臨席の下に

二十五日午前八時に舉行、正午閉會せり、講習員は正員二百六十餘名、聽講生四十餘名の多數に及び盛況を極めたり。

萩町主催の社會教育講演會を八月十三日午後八時町公會堂に於て開催。林町長開催の主旨を述べ、次で講師現代議士伊藤仁太郎氏は「明治維新の當時を鑑みて」と題し熱辯を振つて獅々吼し、滿堂の聽衆に多大の感動を與へ午後十時半閉會したり。

◎社會教育講演會

當町山田青年團玉江浦支部は、其の總會を八月十九日前九時三十分より全浦觀音院に於て開催し、支部役員の選舉に次ぎ、戊申詔書の奉讀式を挙げ、來賓渡邊少將其の他多數參列、式後林町長は萩町勢の進展策に付講演閉會せり。

◎椿東處女會月例會

八月二十九日前八時半より、例の如く松陰神社の拜殿及び松下村塾の掃除を済ませたる後、一同會場に集合、心の力を朗讀し次て、嶄新なる舞踊の講習

本校に於ける八月中來校者左の如し

| | | |
|----------------|----------------|-------|
| 植物學臨地講習員十六名 | 伊藤痴遊 | 下關市外彦 |
| 島町青年團員中岡某外一名 | 第一高等學校教授及 | |
| 本縣體育主事立石豪一 | 朝鮮金山第二小學校訓導 | |
| 紫田實 | 山口聯隊區司令官中村音吉 | |
| 福岡市御供所小學校訓導山路章 | 第五師團長原口 | |
| 初太郎 | 京都武學專門學校鈴鹿登外十名 | |

◎游泳講習會終了

右の外本月二十五日より四日間本校講堂に於ける防長史の講習會に參加せる講習員にして本校内史蹟を見學せる者多數ありたり。

◎文部省主催青年訓練所指
導員講習會概況（承前）

通志

本會期中の第二日及第三日兩日の各午後協議會開催せらる

青年訓練振興に關し今後一層改善を要すべき事項
右議題の協議進行上左記（イ）乃至（ヌ）の各項に區分
して出席會員より一つ書の通各地方の實施狀況及意
見の陳述ありたり

（イ）各地方毎に其の實情に應し入所獎勵の爲最も有

一、實業補習學校と青年訓練所とを合同して經營
したること

This image shows the spine area of an old book. The paper is off-white or light beige, showing signs of age such as yellowing and foxing. There is a prominent vertical crease down the center where the book was bound. Along the edges, particularly at the top and bottom, there are irregular, jagged holes, likely from insects like bookworms or moths. The overall texture appears rough and worn.

ノニヒテ
ノニヒテ

特に雇傭契約前に交渉を了し置き入所を許さ
べる雇傭主の雇入に應せぬやうになすを有効
とす

宣傳普及せしむること

一、訓練所卒業生の助力後援の方法を講ずること
一、徵兵官より訓練終了期まで出席を怠らざる

一、總て關係當事者の協力一致に依る熱誠努力の効果大なること

(口)青年訓練を實生活に適應せしむる方法
一、指導員として實地の技術堪能者を招致すること

一、職業科目を振興せしむること
二、訓練協議會を開催すること

一、教練の場所を各部落に配置すること
一、生徒の從事する職業の實習と學理とを密接に

一、評議員會を設置して入所及出席獎勵に力めたること
一、市町村當局區長及關係者一同舉つて督勵に當りたること
一、區域内の各團會連絡提携して普及宣傳に力めたること
一、精勤旗を施設して出席を發奮せしめたること
一、管理者及主事より未入所及欠席生徒の理由を徵したこと
一、未入所及欠席生徒の各戸を訪問し直接勧誘を爲したこと
一、警察署と連絡を保ち戸口調査の機會を利用して警察官より入所出席の督勵を爲したこと
一、訓練委員會を設置し入所及出席の勸誘獎勵に力めたこと
一、生徒中の精勤者を表彰して入所及出席を獎勵したこと
一、青訓卒業生の優待方法を講じ間接的に入所及出席を勸奨したこと
一、雇傭主と入所生との交渉理解を充分に求め置と
一、職業の實際に對する研究の態度を養成すること
一、質疑及應答の態度を訓練すること
一、生徒の禮儀正しくなりしこと
一、生徒の言語明確になりしこと
一、生徒の精神及意思の強固となりたる間接的影響に依り女子の節操善良となりしこと
（東京府下伊豆大島の實例）
一、一村内に於ける協同和合を助成せしこと
(ニ)青年訓練に於ける科外教授には如何なるものを適當とするか
一、萩町椿青年訓練所の實施狀況を發表
(ホ)主事指導員の教練習得の方法
一、縣設講習會を開催すること

一、小學校教員中の短期現役兵を指導員とし活動せしむること
二、教練實施の状況を參觀視察すること
三、軍隊見學を四年次生徒と共に實施すること
四、巡回指導員を設置して巡視指導を行ふこと
五、主事、指導員全部參集し教練大會を開催すること

(エ)訓練振作上最も苦心したる事項

一、出席不良の傾向に鑑みて青年訓練と實業補習學校とを合併實施し整理の結果成績良好となりしこと
二、欠席生徒は毎回遺漏なく欠席理由を尋ね之が處理を怠らざりしこと
三、青訓振興委員を設けて當時改善振興を策せしこと
四、青訓の趣旨及實際を印刷して生徒の家庭其の他に配付し尙ほ必要に應じ説明の勞を執りしこと
五、パンフレット又は雑誌或は通知票等を交附し各自所屬青訓の地位を自覺せしむべく努力せしむこと

一、職業に從事する者をして規律的に仕事を爲す傾向を助長せしこと
二、敏活なりしこと
三、言語の明瞭且つ正確になりしこと
四、身体の健康を増進せしこと
五、訓練指導上特に創意工夫せる教授案にして他の訓練所に普及するを適當と認むる事項

(リ)訓練指導上二三日間宿泊して軍隊教練との

一、軍隊(兵營)に二三日間宿泊して軍隊教練との

(ヌ)都市及び農村に於ける研究議題

一、公休日の一定を希望す
二、訓練を二ヶ年に短縮の希望一部に在りたり
三、實業補習學校と併合實現を希望す
四、第四年次生徒の徵兵不合格者に欠席多し之が矯救法を講ずること
五、入所年次を半年早めたき希望あり
六、第四回古閑中佐の青年訓練所の教練に就きての題下に講演ありたり其の要旨左の如し
七、緒言

(ヌ)連關を保ち且つ教練の實施をなすこと

一、在營者歸郷の際青訓生に對し教練生活上の所感談を聞かしむること

一、旗信號と數學とを結合せしむること
二、教練研究會を設け其の改良案を作製したること

一、全生徒を班別(四班に分つ)競争的に立案工夫せしむること

右は教練指導上のみならず入所率、出席率の向上にも効果多しと

(ヌ)人生には發育の時期があるからそれぞれ發育期に順應して適當なる訓練教養の必要がある

(ヌ)青年期に於ける鍛鍊教育の必要

この期は人生に於ける心身鍛鍊の最も好い時期であり逸すべからざる好期である此の時にしつかり指導訓練を加へ以て國家の進運に寄與させたいそれ故にその指導の良否は國運發展の振否に影響することが大である

(ヌ)世界列強に於ける青年教練の特質

英、佛、獨、米、伊、露の各國みなそれぞれの特色をもつて居るがそれは其の國の事情に由るものであるとてその國情と特質とを簡明に述べその共通点としては各國孰れも青年の軍事訓練に力を注いで居ることである

(ヌ)青年訓練に於ける教練の意義

個人の完成と團體的協同的有機的鍛鍊を爲すにある心身鍛鍊に二つの方法がある

一は外部より内部に入る仕方、教練

二は内部より外部に出る仕方……修身公民科

この兩者は最も緊密なる連繫を有つて是等を一

元的に教育することが大切である

一、青年訓練と軍隊教練との差異
青年と軍隊との身体状況及び素質に於て差異あるが如く兩者は之を施す目的に於て既に同一でない故に之が實施に當りその材料はよし、同じものであつても目的を異にしてゐるから夫れを達する手段方法も自ら差異を生ずるのは當然のことである殊に地方によりて土地の情況を異にするのであるからそれ等の境遇に應じて適切の方法を考案し教練の生活化、實際化に力め能率の増進向上に留意しなければならぬ

一、青年教練振作上の参考事項

京都市、名古屋市、姫路市、大阪市、東京市其の他郡部地方の實況につき述べられたり

参觀及見學

一、青年訓練所の參觀

第二日の午後七時半より若松青年訓練所及門司青年訓練所の二ヶ所に於て訓練實施の現状を參觀した（就中門司市は他の同僚の參觀したるもの）が特に指導員の數多きこと、訓練に要する經費豫算の比較的多さこと並當局の熱心なる態度とは一般視察者に刺戟を與へたやうに感じた第三日の小倉市第一青年訓練所の實地參觀は天候の都合により實施不能につき唯訓練所要錄によりその概況を窺ふただけである

一、兵器廠及兵器製造所並に八幡製鐵所の見學

前者は第四日の午後八幡市の方は五日の午前孰れも實地見學を爲した（畢り）

産業

◎農業調査員任命

七月一日付を以て農業調査員を命ぜられたる者の外八月二十七日付を以て更に左記の者農業調査員を命ぜられたり

平川直景 岡田幸梶

◎副業品販路地狀況（二）

一、需要狀況 阪神 白燒各種、黑燒雜大小丸
和歌山 黑燒令法雜大小丸

二、販賣の狀況 大阪 天滿、玉造湊町驛はレール仕切り委託主義にして特に白燒上品の仕切良とす
神戸 主として湊川兵庫驛の委託賣にして貨車卸賃當五十錢問屋委託手數料販賣額の約五分を要す黒雜小丸は他よりも高價に取引され仕切送金の早さを特徴とす

和歌山 特に黒燒令法高價にして雜小丸は四貫入

角俵比較的有利なり和歌山驛レール仕切とす

奈良 黑燒檜の需要あるも價格安きを以て品質劣りたるものゝ仕向けを適當とす

三、生產改善の意見 目下生產の狀況は検査高白炭四十六万四千俵、黑炭百四十七万一千俵にして白燒は約四分の一に過ぎず一面需要の狀況は阪神に在りては白燒各種と黑燒の雜物のみ將來の改善案としては雜炭以外白燒とするか又は硬度を高め角俵として京濱方面向にする要ありと認めらる

四、現在の販賣先

神戸市 小黒藤兵衛、青木喜之市に委託
大阪市、和歌山其の他は三井物產をして極力販路擴張に努めしむ

五、販賣方法 目下販賣し得る種類に付左の方法に依ること

イ、委託販賣
ロ、買取販賣
ハ、平均賣

六、切炭
阪神に於て防長黒炭の販路擴張の一方面として切

炭を試賣せられたることあり切炭としては關西の池田炭關東の佐倉炭は櫟を以て製造したる黒炭にして木炭中の美術品とも稱すべきものなり最近伊豫に於て大量產出せり逐次改良を加へられ年々増加するの傾向あり

荷造、俵入、正味五貫俵箱入正味四貫俵

關西地方に於ける產地

攝津 池田地方

伊豫 郡中地方

大和 篓置地方

切炭は產地に於て副業的に生産せば有利なり

(◎) 薪

一、規格 大阪向 長さ一尺四寸 回り二尺八寸

神戸向 長さ一尺二寸 回り三尺

二、種類 上木 櫟、櫛、檜、檼(現今相場二〇錢)

下木 雜 (現今相場一八錢)

三、賣行時期 十一月より三月頃迄

四、取扱注意

1、束の廻りは針金を用ひ廻り並に長さの寸法は

必ず充分にすること

2、束中には丸木を入れず必ず割木のみとするこ

と

五、積載量 一三屯車に千二百束位

六、諸掛 貨車卸屯五十錢問屋口錢賣上額の四分

七、送貨先 神戸湊川驛神戸合同運送店扱小里藤兵衛 城東線玉造驛玉造合同運送店扱淺野商店

(◎) 藜工品

一、大阪市場を中心として取引せば

呴一ヶ年 一千一百万枚 約一三〇万圓

蓆一ヶ年 二百八十万枚 約三五万圓

繩一ヶ年 二百二十万貫 約三八万圓

二、消費先

1、呴 肥料會社にて消費せらる

2、蓆 紡績會社又は陸軍各種荷造用に消費せらる

3、繩 鐵工所吳服屋其の他荷造用

三、現在の値段

呴一枚 十七錢；二十錢

蓆一枚 荷造用十錢 厚きもの二十錢；三十錢

繩一貫 十五錢；四十錢

四

四、取引上に付ては適應する規格一定し検査を勵行して品質を整へ共同出荷に依り多量契約の要あり

五、需要は旺なる爲右の條件に一致せば販路に支障なし

(◎) 肥料呴

一、消費先 大日本人人造肥料株式會社

イ、一ヶ年購入數彦島百万枚小野田五十万枚

ロ、買入先 彦島工場は九州品小野田工場は山口

縣品を主とし生産團体と契約せず小野田町村上

耕甫を指定人とす

ハ、買約方法 大阪に於て約三ヶ月間の分割納入

數と價格及規格を定めて指定工場に現物を納入

する爲圓滑を欠くことあり

ニ、買入契約 期限數量不合格品の處理に付生産團體に在りては勵行敏活を欠く爲目下は仲買人を指定しつゝあり

二、全國購買組合聯合會に在りては過燐酸石灰及配合肥料用の呴を要し山口縣として取纏め期限數量を確實にせば左の通契約を爲し得らる

1、毎月引渡契約數約五千枚但し船の都合に依り

ては一万枚にても差支なし

2、代金支拂方法毎月二十日締切月末拂とす

3、送荷先 大阪西淀川區姫路町ラサ島燐礦株式

會社

4、呴を送荷し肥料を購入することせば相互に便宜ありと認む

5、目下契約值十七錢位

一、需要の太さ 二分、三分、四分とす

二、製法 原式機械を以て製繩し大西式仕上機に依りたるもの當地向とす藜は良く打ち撚りの餘り堅からざるものとす

原式製繩機賣先は名古屋市中區篠島町物產共同合資會社、大西式仕上機賣先は廣島縣福山市大西式繩仕上機製作所

三、取引方法當地標準品は北陸地方產を以てし見本品の品質に依り定む取引は少くも八噸半以上とすること

四、問屋 大阪湊町驛末吉橋二丁目 荒要商店

(◎) 船舶職員養成講習會ご
臨時船舶職員試験

萩町は阿武郡機船底曳網組合と共同主催を以て臨時試験受験準備者の爲、七月二日より三週間萩町公會堂に於て船舶職員養成講習會を開催せり。本縣水產試験場技師塩澤遞馬雄氏を甲板部の大日本水產會技師小茂鳥豊三郎氏を機關部の講師として招聘し、講習終了後引續き萩町に於て、臨時船舶職員試験の執行方を其の筋に稟請、七月二十四日より八月十四日迄遞信技師臼井源次全牧村愛之助、全小美川眞止氏及小西書記共萩町に出張、各試験を執行せられたり其の合格者及試験成績等左の如し。

漁船丙種運轉士試験成績表

| 原籍地名 | 不 合 格 者 | | 合 格 者 | | 摘要 |
|------|---------|----|-------|----|----|
| | 受験 | 講習 | 受験 | 講習 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 五 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩田町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 奈古村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 仙崎町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 福川村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 五 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 八 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩吉 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |

備考
受験申請手續を取扱ひたる數百十八名にして、内島根縣一名、防府町二名、福岡縣二名は講習を受けざる合格者なり、別に他所に於て講習を受け直接受験申請手續を爲し、本會に關係なくして受験せる者三十名の内、二十二名の合格者ありたり。

萩町現住者
合格者一名不合格者一名萩町現住者

備講習生(神田村)なり。

別に直接受験申請手續を爲し本會に關係なき者十五名の内八名の合格者あり(大分縣五名神玉村一名島根縣二名)

發動機船三等機關士試験成績表

要

| 原籍地名 | 不 合 格 者 | | 合 格 者 | | 摘要 |
|------|---------|----|-------|----|----|
| | 受験 | 講習 | 受験 | 講習 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |

| 原籍地名 | 不 合 格 者 | | 合 格 者 | | 摘要 |
|------|---------|----|-------|----|----|
| | 受験 | 講習 | 受験 | 講習 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |

| 原籍地名 | 不 合 格 者 | | 合 格 者 | | 摘要 |
|------|---------|----|-------|----|----|
| | 受験 | 講習 | 受験 | 講習 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 三 | 一 | 一 | 一 | |

| 原籍地名 | 不 合 格 者 | | 合 格 者 | | 摘要 |
|------|---------|----|-------|----|----|
| | 受験 | 講習 | 受験 | 講習 | |
| 萩町 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 見島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 六島村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 大井村 | 一 | 一 | 一 | 一 | |

見全萩全防大萩三防神萩長六萩島萩豐全全萩
島府井隅府田古崎島根西町
村町村町村町村縣村町縣町村町

全萩太萩三全萩三萩大仝全全全萩全全見福仙
華隅隅井島岡崎
町村町村町村町村町村縣町

濱田 幸徳 玄二郎 播磨 季吉
伊倉 千松 天野 岩松
藤山 古見八右衛門
山本 千十郎
辰之助 喜三代
吉村 音熊
玉井 半次郎
鶴崎 音熊
中野 久次郎
青山 市藏
藤田 音松
本海 博一
村田 音熊
古見 三藏
中村 十吉
中村 古見
中村 安吉
中村 米藏

| 合計 | 輸入額 | 輸出額 | 別港 |
|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 二〇一、〇九四、二二〇 円 | 一〇三、〇九四、二二〇 円 | 四七、三五〇、七六六 円 | 横濱 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 神戶 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 大坂 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 名古屋 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 長崎 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 門司 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 函館 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 小樽 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 德山 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 長宮 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 境下伏 |
| 二三一、〇九三、九四三 円 | 二五、三七七、二七六 円 | 五三、二三九、六八六 円 | 萩宮 |
| 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 尾道 |
| 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 敦賀 |
| 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 木崎 |
| 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 津關 |
| 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 大門 |
| 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 名門 |
| 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 古屋 |
| 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 一、九七五、四一二 円 | 浜戸 |

昭和四年六月中關係各開港別輸出入額

八月中町立魚市場賣買取扱高

| | | | | | | | | | |
|----------|-------------|-------|------|---|----|----|----|----|------|
| 同越ヶ濱出張所 | 一〇、〇一四、六六〇 | | | | | | | | |
| 同玉江出張所 | 四、二四九、一五〇 | | | | | | | | |
| 計 | 四九、九五二、二四〇 | | | | | | | | |
| 四月分以降合計 | 三五七、一一七、八〇〇 | | | | | | | | |
| ◎八月中の氣象 | | | | | | | | | |
| 氣溫平均 | 最高氣溫 | 最低氣溫 | 雨雪量 | | | | | | |
| 三〇、一〇 | 三一、九三 | 二三、三三 | 一二三耗 | | | | | | |
| ◎八月中風向觀測 | | | | | | | | | |
| 北 | 北東 | 東 | 南東 | 南 | 南西 | 西 | 北西 | 靜穩 | 最多方向 |
| 一 | 一 | 一 | 六 | 八 | 一 | 一〇 | 二 | 四 | 西 |

均 最高氣溫 —— 最低氣溫
一〇 三二、九三 二三、二

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 鹿兒島縣 | 原 仁太郎 | 島根縣 | 丸毛啓次郎 |
| 見島村 | 山田久次郎 | 防府町 | 佐子 實 |
| 全萩町 | 廣瀬市郎 | 萩町 | 藤岡勘一 |
| 六島村 | 大草友吉 | 全 | 田村友熊 |
| 萩町 | 小池米槌 | 見島村 | 田中彌三郎 |
| | | | 中島清太郎 |

◎ 縣設木製土產品、傘骨
製造講習會狀況

木製土產品製造講習會

八月十日より二十三日迄二週間萩町立工業傳習所新川分場に於て開催せり講師沖見富吉氏は終始熱心に指導を爲し講習中の製品にして見るべきもの多し全二十三日終了式を舉行せり

傘骨製造講習會

八月十日より二十九日迄二十日間新川分場に於て開催せり講師山口縣立工業試驗場教師杉山猪之吉氏の卓越せる技能と講習生の熱心と相俟ち一段の成績を擧ぐるを得たり又一面町内の當業者は時に

◎縣設木藝土產品
製造講習會狀況

○八月中勒港輸出入貨物
名—噸 量—價 格—輸

| 品名 | | 噸 | 量 | 價 | 格 | 輸出 | 先 |
|----------|------|----|----------|----------|----------|---------|---|
| 杉丸太 | 一三 | 一三 | 三、九八三、〇〇 | 三、九八三、〇〇 | 三、九八三、〇〇 | 關東州(大連) | |
| 計 | 一三 | 一三 | 三、九八三、〇〇 | 三、九八三、〇〇 | 三、九八三、〇〇 | 關東州(大連) | |
| 本年一月以降累計 | | | | | | | |
| 輸出(數量) | 二、三六 | 屯 | 價格 | 九、八八二 | 四 | | |
| 輸入(數量) | 三 | 全 | 價格 | 九、八八二 | 四 | | |
| 輸出入(合計) | 二、三七 | 全 | 價格 | 九、八八二 | 四 | | |

講習に參加し萩傘骨をして廣く縣外に移出すべく
決意せらるゝに至りたることは本講習會開催の趣
旨にも副ひ且つ萩町竹工業發展の爲慶賀すべきこ
となりとす二十九日終了式を舉行せり因に新川石
川孫介氏は本講習會に對し材料の供給其の他の終
始盡力せられたるを多とし其の厚意を感謝す

◎八月中天氣類別日數

廣島縣下に派遣されたり

萩町香川津 有吉 三人

| 種別 | 快 | 晴 | 曇 | 雪 | 霰 | 雹 | 霜 | 濃 | 雷 | 地 | 暴 | 最高 | 卅 | 最低 | ○ | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|--|
| 日數 | 四 | | | | | | | 霧 | 電 | 震 | 風 | 度 | 以上 | 度 | 以下 | |
| 二 | 三 | 一 | 五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 八 | 一 | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | |
| 辰 | 巳 | 吉 | 三 | 郎 | | | | | | | | | | | | |

◎産業視察員派遣

萩開港に伴ひ日本海沿岸の要港並に北海道函館及小樽方面に於ける産業の状況を視察せしめ一層商工取引の旺盛を計るため左記の者を島谷汽船會社鮮海丸に便乗八月二十八日出發せしめたり

記

三 井 真 一 田 原 権 吉 倉 橋 瑞
井 山 藤 一 仲 子 福 一 中 尾 龜 次 郎
辰 巳 吉 三 郎

昭和四年度に於て左記の者を本縣園藝傳習生として

◎園藝傳習生派遣

萩町九月一日迄の夏秋蠶掃立総數は四百五十五枚にして内七月掃參拾枚八月掃百六拾枚九月掃貳百六拾五枚なり其の飼育實戸數貳百參拾戸にして就中本秋より新に養蠶を開始したるものは越ヶ濱無田原及小原の三部落に亘り八戸となれり

◎養 蠶

萩町九月一日迄の夏秋蠶掃立総數は四百五十五枚にして内七月掃參拾枚八月掃百六拾枚九月掃貳百六拾五枚なり其の飼育實戸數貳百參拾戸にして就中本秋より新に養蠶を開始したるものは越ヶ濱無田原及小原の三部落に亘り八戸となれり

◎玉江漁浦の業績に付

感する所を

玉江浦は萩町の西北に位し、橋本川洲口の左岸一帯の地を占め、其の戸數三百余戸より成れる一漁浦にして、萩町内五漁浦中最も歴史的の沿革に富めるの地なり

同浦には漁業法に依る漁業組合の外、藩政時代より傳統せる大船頭組なるものあり、此の大船頭組は、

れば其の間協同輯睦の美風横溢し、些の專制抑壓ケ間敷行爲あるを認めず、今日の制度として毫も批判の余地なきものゝ如し。

前記四部の各組には、夫々、青年の作業所を設け、將來漁業に依り生計を立てむとする者は家庭の如何を問はず、小學校卒業後成年に達するまで規律嚴肅なる此の作業所内に宿泊し、専ら漁業上に關する共同生活及共同作業の方法に付、訓練を受くることを例と爲す、一般に青年の合宿所なるものは風紀頽敗するものゝ如きも、此の作業所に在りては、其の間禁酒禁煙をも勵行し嘗て風紀を紊亂したる等のこと無し、之れ蓋し、將來一人前の漁業者たり進むては榮譽ある大船頭の地位を贏ち得んと欲せば、必ずや此の經路を辿らざるべからざるに依り、一旦、其の禁を侵すときは永遠に自己の地位を奪ひ去らるゝに至るものなればなり。

又は等の青年輩は、毎年六月二日を恒例日として各所屬の部落を表示する爲、白、黒、赤、黃の四組に分ち而も雄大壯麗なる出て立ちに依り、大競漕會を催ふし、其の意氣を鼓舞することに於て近郷に其の

上組、中間組、角屋組及下組の四部を抱擁し之を統制する爲、大船頭一人、副大船頭一人を置き、其の任期を何れも二ヶ年とし、毎年交互に正副の大船頭を選舉することゝせり、此の選舉方法に付ても從来は、四部内に在る六十余人の船頭に限り選舉權を有し、船頭以外に共同出資を爲す乗組員に對しては之を認めざる關係上、其の間時折問題を惹起することあるに鑑み、本年を以て新に其の選舉の方法を改め一面船頭の被選舉區域を限定するを條件として、船頭及乗組員の一般に對し選舉資格を與ふることゝし圓滿裡に其の選舉を終了せり、之亦、選舉の一進歩なりと謂ふへく、殊に此の選舉に付ては其の間、陋劣なる選舉運動等未だ嘗て行はれず、單に被選舉人の人格と其の實力とを中心とし、共存共榮の下に衆望を得たる者其の當選者となり、寧ろ當選せんが爲運動を爲すを以て大なる耻辱とするが如きは探つて以て理想選舉の範と爲すに足るべし。

大船頭なるものは三百余戸の漁浦を通し、絶對の權力を有するものなれども、本來に於て共存共榮を中心として、而も、人物本意を以て之を選出するにあ

名を知らるゝに至れり。

如斯、小學校卒業後四五ヶ年の間は、漁業者としての身体の鍛練漁具の新調又は修理の作業にのみ從來し、艤て成年に達するを待ち、遠洋漁船の共同出資者として船主の支配下に、近くは玄海灘に、遠くは朝鮮台灣方面にまで出漁することとなる、而して其の組織に付ては船主は船体を提供し、且つ之を操縦する代償として、別に漁獲高の二割を收得し、彼等成年者は其の乗組員となり漁具の全部を負擔する報酬として船主と共に残余の八割に對し分配を受くるものなるに依り、其の收入の點に於ては、他の月給制度に依るものゝ比にあらず如斯、玉江浦の遠洋漁業者が他の漁浦を超越し其の發達の視るべきものあるは、叙上藩政當時よりの傳統的良慣習を墨守すると共に同地方の長老として是等の制度を助長し指導する、渡邊陸軍少將、齊藤方面委員、柳漁業組合長及大田信用購買販賣組合長の諸氏に於て陰に陽に大なる努力を拂はれたるに由るものと謂はざるべからず。

尙ほ近くは、帆船に依る舊式の漁法を廢し、發動機

船を新造する者十有隻を數ふるに至り、今後の進展驚くべきものあるを疑はず、記して以て他日の成功に俟つことゝす。
因に、歸省中の田中男爵は八月二十一日特に、玉江浦の爲、半日を費し同浦觀音院に於て彼等青年を奮起せしむる爲一場の訓話を試みられたり、茲に併せて其の御厚意を感謝す。(萩町長)

◎萩町立工業傳習所狀況

一、八月七日 田中、久原前兩相に寄贈すべきステッキを製作す。

一、八月十日 萩町立工業傳習所新川分場に於て本縣主催により十二日間木竹土產品講習會並に龜骨製作講習會を開催す。

一、八月二十一日 北鮮雄基松尾商店より日用品及び文人花籠各種五拾點余の依頼を受け製作に着手す。

一、八月二十二日 萩町模形入應接机製作の依頼を受く。

◎鮮滿視察團募集

今秋朝鮮京城に於て朝鮮博覽會開催を機會に、下關鮮滿案内所主催として左記要項に依り朝鮮及び滿洲視察團を募集中に付、希望者は萩町役場に其の旨を申込まれたし。

視察團要項

- 一、朝鮮滿洲視察行程 下關—釜山—京城—仁川—平壤—安東—大連—旅順—大連—撫順—奉天—安東—釜山—下關
- 一、期日 十二日間 下關發九月二十四日下關歸着十月五日
- 一、會費 金百拾圓
- 朝鮮視察行程 下關—釜山—京城—仁川—平壤—安東—釜山—下關
- 一、期日 八日間 下關發九月廿六日下關歸着十月三日
- 一、會費 金六拾五圓
- 一、待遇 汽車二等旅館上等
- 一、募集人員 約二百五十名朝鮮鮮滿視察團各別に

◎夏蜜柑の施肥に就て

成澤町技手

追々夏蜜柑の施肥期節となりましたから配合法に付二三の例を擧げて當業者諸氏の御参考に供したいと思ひます
夏蜜柑の肥料は元肥として春一回に施すよりは春と秋との二回に分肥した方が經濟でもあり且つ肥効(キメ)もあるものであります人間が朝一度に澤山に喰ふて晝食を抜にして晩まで能く働くと云ふことは困難なと同様で蜜柑の樹も一度に喰ひ溜めをするよりは朝も喰ひ晝にも喰ふ方が健康上から云ふても亦經濟の上から見ても無論よろしいのでありますそこで其の施用法に付興津の試驗場の成績に依りて

見ますと例へば十貫目の肥料を與へる場合には三月中若くは四月上旬の中に其三分の二即ち六貫目を施し残りの四貫を秋十月の末頃から十一月末頃迄に施肥すると柑果も肥大になるし樹も亦寒氣と戦つても敗けないことになり從つて來年の成績も亦宜しいと云ふ譯であります

夏蜜柑の肥料には勿論、窒素、磷酸、カリ、石灰、鐵、苦土、硅酸と云ふ様な養分が必要であります。其の中で特別に與へなくとも宜しい性分もありますが又絶対に與へねばならぬ養分があります人間としても米麥肉類魚類或は酒菓子煙草と云ふ様に色々のものが入用であります。が生活上どうしても無くてはならぬものは米、麥、魚類、味噌、蔬菜の類で菓子や煙草や酒はなくとも差支は無い蜜柑も此の様に無くては充分に生育することの出來の養分は窒素、磷酸加里及び石灰の此の四つであります故に此の四つの養分を合理的に配合して與へると云ふことが最も肝要であります別けて磷酸と云ふ養分は蜜柑に極めて必要なものであります。

磷酸肥料と申しますれば例へば骨粉或は過磷酸石灰

が強くなれば根を害して遂に樹の生育を害するのであります之れを中和し安心して栽培して行くには石灰を與へるに限ります。第二には樹が丈夫に出来て柑果も亦品質が良く且つ貯藏に耐へるのでありますこの石灰は他の肥料を施す前若は後に蜜柑園一面に一反歩當り十五貫乃至二十貫を振り蒔いて耕耘すればよいのです。折角諸氏が熱心に蜜柑を作つては居られますがどうも肥料が足りません又同じ金圓を出して肥料を與へても配合が合理的でない爲に余程損をして居る向もありますから例へば人が病氣のとき一日分の薬を二回にも三回にも呑んだでは効力が無い又三日分を一日に呑んだとて夫れだけ早く全快するもので無いのみならず却つて害を惹き起す様になりますから余程注意が必要であります結局諸氏が今日與へて居る量よりは幾分増して與へなければなりませんそして收量を増さねばなりませんが勿論耕耘管理其の他色々の注意をしなければなりませんか肥料の力は多大であります勿論お金の都合もあることですが肥料丈けは十分に與へなければ却つて損になります

と云ふ様の種類であります此の種の肥料を是非十分に施さなければなりません過磷酸石灰の中には磷酸を澤山に含むで居ります而して此の肥料は値段が割合に安いから得な様ですが其の實蜜柑の肥料としては面白くありません是よりも蒸製骨粉といふて牛や馬の骨を蒸して能く細かく碎いた肥料の方が少しは高いけれども蜜柑の爲には宜いから之を買つて與へた方が宜しい此の肥料にも色々ありまして窒素といふ性分や磷酸と云ふ性分を含む量が異つて居り値段も亦色々になつて居りますから只蒸製骨粉と名計り聞いて値段が安いと思つて買ひますと其の肥料の中には含む性分が少なくて損をすることがあります最初の内は分り難いから愈々買入るときには諸氏が共同してそして技術員に見て貰ふなり試験場で分析して貰ふなりしますすれば一番確實で安心して使へる譯であります

それから石灰は蜜柑にどうしても與へなければならぬと云ふことを試験場の成績に發表して居ります之を施用いたしますと第一酸性土壌を中性のものに中和します酸性土壌とは蜜柑の根が好まない土で之れ

然らば肥料を施すにどんな風にしたらよいかといふことになりますが柑橘は平坦肥沃の地に植付けて也可なり多くの肥料を施す必要があるまして數十年來荒廢してあつたものに至りては出来るだけ有機質に富む肥料を多く施す必要がある有機質肥料としては先づ堆肥であるがどうしても之れを造る事が出来ぬ場合には所謂雜肥でよろしいから掃き溜めや其の他の有機物なれば何んでもよろしい是等は總て堆積腐敗せしめ肥料として施用すべきである、若し雜草が澤山あれば之れを堆積して風呂水や人糞尿其の他の醸酵を促すものを混せて二三回積返しを行へば腐熟して立派な肥料が出来る瘡せた畑では懸命に此の堆肥又は雜肥を施用する様にしなければならない若し是等の肥料を施さないと土壤の吸収力は増加せず土壤に於ける微生物の繁殖も少なく大豆粕其の他の所謂金肥を施しても其の分解が悪く從つて效能が能く現はれないのであります

普通原肥として施すものは堆肥、厩肥、綠肥、雜肥の外大豆粕其の他各種の油粕類、魚搾粕、蛹搾粕、米糠、蒸製骨粉、過磷酸、石灰、木灰、硫酸加里等

で此の外動植物の廢物や粕類等をも施用するのであるそこで栽培家は附近に於て安く求め得らるゝ肥料を施用する様にしなければならない併し大豆粕は窒素肥料中値段も安く且つ求め易いので最も多く普通に施用せられて居るがこの大豆粕と魚肥とを比較して見ると大豆粕を施せるものは果實の品質に於て多少劣る様である、依つて幾分魚搾粕等と混用することは必要である

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---------|-------|---------|-------|------|------|-----|
| 木 鯉 | 大 豆 粕 | 五 年 生 樹 | 令 種 類 | 貫 目 升 目 | 六、〇〇 | 九、〇〇 | 四、〇〇 | 六、二 |
| | | | | | 一八、〇〇 | | | |

原肥として施用するがよい
最近石灰窒素を夏蜜柑園に施して大失敗をきたした
例もあるこれらは施肥後二週間位たつて初めて其の
効果を表はすものにして施肥當時には有害なる作用
をなし根の皮もむける様になる従つて葉も落るとい
ふのであるがこれらは一度泥土に混含して二週間も
立つて後施す様にすればよいこれは畑の所々に泥土
を置きそれに混合して二週間位たつて後園全体に擴
げれば非常に効果のあるものである、普通野菜畑と
か苗代などに施せば害虫及病害などの驅除となり而
して二週間後に播種するときは作物の生育も頗る良
好なるものである

斯の如き肥料もあること故施肥するには其の性質を
よく見てやるがよい、これ等のことについてはあと
で申し上げますが先づ一反歩に施肥すべき量を次に
記載して諸氏の参考に供することゝ致します

| | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|--------|----|-------|
| 價額 | 三、一五〇 | 窒素 | 〇、五八五 | 磷酸 | 〇、一二〇八 | 加里 | 〇、一八〇 |
|----|-------|----|-------|----|--------|----|-------|

次に十五年生以上の大木に對し左の通り色々の肥料を配合して見ますから御覽下さい

て損です第二例は稍々配合が良く出来て居りますか
過磷酸石灰も多く且つ値段も安いと云ふ方であります
せんから少々面白くありません第一例は値段も安く
大豆粕も餘り多くなく配合の具合が一番宜ろしいか
ら最も適當なる配合です故に諸氏はなるべく第一例
に準じて肥料を施して下さい

これら肥料を配合するには第一其の肥料の含有性分
を會得して居らねばなりませんから肥料分析表の主
なるものを抜萃して置きます

| | | | | | |
|-------|-------------|--------|--------|----------|------|
| 木 | 菜種粕 | 吾五匁 | 二匁匁 | 百三十匁 | 四、五〇 |
| 糞 | 硫酸アン モニヤ | 灰 | 灰 | 六匁匁 | 四、吾 |
| 過磷酸加里 | 灰酸糠 | 一貫七匁五匁 | 三貫三十五匁 | 四貫九匁七十一匁 | 四、五 |
| 過磷 | 灰酸 | 一貫七匁五匁 | 一貫吾匁 | 一 | 一 |
| 堆肥 | 糠 | 五匁匁 | 二十一匁 | 五匁匁 | 一 |
| 石灰窒素 | 石灰 | 吾五匁 | 五匁匁 | 五匁匁 | 一 |
| 芥灰 | 灰 | 九匁匁 | 四匁匁 | 四匁匁 | 一 |
| 搾粕 | 粕 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 石塵 | 塵 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 鰐堆 | 堆 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五、五五 | ? | ? | ? | ? | ? |

め様とするならば十一、二年生迄は右に示した標準量に六七割も多く施用しても差支ない施肥量が非常に多いと夏梢が太く長く伸びるが夏秋の交先端を幾分剪定して置けば少しも差支ありません殊に塵埃の如きは思ひ切つて多量に施用するがよい堆肥や草類亦可なり澤山施用しても差支ない

次に肥料は如何に施用するかと云ふに普通栽培家の行ふ所は枝下或は幾分幹に近く巾一尺位深さ三寸位に樹の周圍に溝を造り之に肥料を施して土を掛け置けばよいのである、尙一步進んだ方法はこの溝の外幹より放射状に四つの溝を造りてこれにも施すのであるがこれは幹の近くには少なくし遠くになるに従つて量を増すのである、樹が生長し其の枝が栽植巨離一杯に伸びたときには樹と樹の中間に施すか又は園一面に肥料を撒布し小刻みに鍬にて肥料を打込むのも一方法である、又二尺置き位に溝を造りて施すこともある、何れにしても幹に余り接近して施すのは効果が少ないからこの點に注意すべきである次に遲効肥料即ち藁堆肥の如きは年内餘り寒くならぬ内に手廻して能く施す方がよい追肥は六月下旬頃

に施用するがよい

綠肥用の蠶豆の播種は十月中旬であるそして四月上中旬頃には立派に繁茂するからこれを畑に勧き込めばよいのである大豆は四月下旬から五月上旬に播種すれば八月中旬に終焉するこれより成長は成ら

財政經濟

金谷區 東木間區 山田第一區 山田第二區 小

七月分の納稅は國稅宅地租同附加縣町稅第一期分所
得稅第一期分全附加縣稅及特別稅戸數割の數種にし
て内宅地租及所得稅は完納其の他特別稅戸數割を完
納したるもの左記二十三區なり

○昭和四年度七月分納稅成績

◎印紙稅法の注意

◎萩町の納稅成績に就て

齊藤萩稅務署庶務課長

証書帳簿には忘れず印紙を貼つて消印すること
受取書 一通に付 參錢

(註拾圓未満又は營業に關しない受取書には印紙の貼用を要しませぬ)

| | | | |
|------|--------------|------|----|
| 普通通帳 | 五錢 | 預金通帳 | 參錢 |
| 判取帳 | 一冊一年以内の附込に對し | 五拾錢 | |
| 物品切手 | 一通に付 | 參錢 | |
| 罰金料 | 不貼用は一冊又は一冊毎に | 參圓以 | |

上 不消印は一箇毎に 貳圓

以上は印紙稅法中の主な証書帳簿を擧げたのですが此の外に印紙を貼らねばならぬもの又は印紙を貼らなくてもよいものがありますから印紙稅法の全文御入用の方は稅務署に御申込になれば無料で配付されます

徴收に經驗の乏しき自分は萩稅務署庶務課勤務を命ぜられ去月十九日着任、早々所得稅や宅地租の納期に突當り而かも町稅戶數割と一所で其の額が可なり大きいのと恰も住吉神社の夏祭りと納期が競合して居た關係上非常に成績が悪い丁度納期の末日に未納者を調て見ると次の様な現狀で全く自分は面喰つた

| 總納稅人員 | 所得稅 | 全上附加稅 | 宅地租 | 戸數割 |
|--|-----|-------|-------|-----|
| 未納人員 三七人 | 三七 | 四、五共 | 六、七二〇 | |
| 割 合 二〇〇 | 二〇〇 | 一、七七 | 一、六八 | |
| 元來自分は未知の萩には非常に敬慕して居た現に幕つて居る一人である云ふ迄もなく勤王の發祥地で隨て維新當時より今日に至る迄遠くは吉田松陰先生を初めとし近くは田中、久原、兩閣下の如き國家の大功勞者大忠臣を出し勿論個性の發露と一口に謂へば夫れ迄なれども斯くも多くの偉人傑出せる萩町全体には張り切れる丈けの國家觀念が熾烈なりし結果では | | | | |

あることを確く信するものである然るに此の萩に此の結果を見るのは聊か自分としては物足りない感じがする由來日本人の通僻は熱し易く冷へ易い一朝有時の時に當つては或は身命を抛ち或は私財を擧げて國家に捧ぐるも否らざるべきは誠に冷淡である併し有時の際のみの身命乃至私財の提供のみが國家を愛護する所以でもあるまい平時に於て國民の義務を完全に果してこそ善良なる國民で亦忠良なる臣民であると思はれる督勵を受けた人々の内で最も甚しいこと

感じたのは「今は金がないから出來たら持つて行く」と云ふ様な不用意不謹慎な言葉を聞たのもある斯くの如き人も萩町民の一人なる以上は靜かに考へられたら必ず過去の萩町が生んだ勤王志士の人々に對して濟まないと云ふ良心が出づることゝ思ふ試に大正九年分と昨年の萩署の國稅納稅狀態とを比較して見るど次の様に息納額が非常に増加せることが認められる國稅に於てすら斯くの通町稅に於ては謂はすもが

以上の様な風で特に最近に於て増加の傾がある勿論近時の不景氣と思想界の變遷に伴ふ結果かとは思はるけれども然し我萩町としては近く山陰海岸線の開通を控へ同時に市制施行の氣運にも向ひつゝあると聞く今日此際以上の如き現象のあるは決して見遁すべきことはあるまいと思ふ勿論自分の如き無経験者が云ふ迄もなく町當局に於て既に最善の方法を

| 地 | 租 | 所 | 得 | 稅 | 營 | 業 | 稅 | |
|-------|---------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| 総納稅人員 | 未納人員 | 割 合 | 總納稅人員 | 未納人員 | 割 合 | 總納稅人員 | 未納人員 | 割 合 |
| 大正九年 | 一九六、三三三 | 二五 | 一 | 三、八三三 | 二三 | 一〇三 | 三、八五五 | 一五 |
| 昭和三年 | 一七三、三〇七 | 六四 | 一〇四 | 九、一四四 | 一九 | 一〇九 | 四、八九二 | 三三 |

盡され組合に督勵にをさ／＼怠りはない處であるが負ふた子に教へられてと云ふこともある如く無經驗者の一言も或は御考慮の一端にもと思ひ一二記して見る

一、各區に於て納稅貯金組合を起し日懸乃至月懸貯金に依り納期に亭主の不在なる爲或は零碎の稅金である地租の如きものにて失念に基く滯納等免に

角不用意の滞納を組合に於て完納する如くし各區競争して獎勵金の交付を爲すも一の方法ならん一、怠慢に因る滞納者に就ては各區共未納者を掲げ出し社界制裁を加味した督勵に替へること一、納期を過ぐるときは未納者たることを認識出来得る如く(赤板)等に納稅未済と記載各戸前最も見易き場所に掲出爾後納付済に至れば直に取除く様にすること以上の如く細目別に之を掲くれば際限はない兎に角自發的に反省を促し租税道義心を喚起して成績の回復向上を計ることは却て六ヶ敷かとも伺はれる寧ろ幾分公衆に對し制裁的の督勵方法により滞納を防遏し漸次之が根絶の途を講ずるの捷經ならんか識者の御一考を乞ふ 終り

◎國民經濟の立直しこ 金解禁の決行について

(官報雜報大藏大臣井上準之助)

(一)國民經濟の立直し

日本の經濟界の現狀 わが國の經濟界はいまどうなつてゐるか、わが國は經濟上如何なる状態に立つてゐるかについて、われくの見るところを述べしかしてこの經濟界と、この國の立場に對して、如何なる政策を實行しようとしているかを述べる。現今の日本の經濟界は安定していない。日本の經濟界は解消されようとして、解決されていない幾多の問題がある。金解禁の如きもその一つである。わが國の財界は、大正九年財界の反動、大正十二年の大震火災から引續いてだんく萎靡不振の淵に深みに深みにと沈みつゝあるのである。しかしていまなお、さらに將來に曙光を認めることができないのである。經濟界は今日は萎靡縮少しつゝある現狀であつて將來の發展に對しては望みが薄いのである。世界各國に對しても立後れていて折角世界的に權得した地盤からだんく退歩しつゝあるのである。われくはこの日本の不景氣この日本の財界の不安定を國民と共に打開して將來の發展を圖りこの經濟界の不安定を安定させこの不景氣を轉廻して、好景氣に立て直したいと思うのである。廣くゆうと日本

國全体の立て直しを、われくの大なる使命として立つたのである。

今日の經濟界の不安定不景氣の由來 しかば現今この日本經濟界の不安定不景氣はどうして出て來たか、これについてその所見を述べて見よう。

周知の如く大正三年に世界戰爭が始まってから日本の經濟界は大膨張を來たし大發展を來たして、通貨膨張物價騰貴生活費の昂上となつて、國民全体の收入も非常に殖わその結果、日本の經濟界の組織の根本が變つたといつてよい位に日本の經濟界は變つたのである。今日よりその當時を顧みると、その當時は儲け易かつた、その頃の收入は非常に多かつた。従つて相當に樂な生活もし、また相當の餘裕もあつたといふことを想起されるのである。この間どれ程の收入が殖わたか、されば樂な生活をしたかを數字で説明することは困難であるがいま例を政府の財政にとつて説明すると、最も簡明な觀念が得られるのである。

戰爭の開始した大正三年の政府の歲入は七億三千万圓であった。しかるに歲入がだんく殖わて大正十

一年には二十億八千万圓とゆう數字にのぼり、そうして實に六億圓以上の歲入超過を生じたのである。政府歲入の決算額が七億三千万圓から二十一億圓にのぼつたのはこれを個人にたとえて見ると、年七百三十圓の收入が、七年後に二千百圓となつたのと同様である。従つて生活を樂にし、他にいろくと金を使つても、なほ手元に金が残り、貯蓄も相當にできただとゆう狀態であつた。しかしにヨーロッパ戰爭は大正七年の暮におわつてそれと同時に日本の對外的經濟關係はだんくと違つて來て、遂に大正九年の財界の反動、引續いて大震火災があつて、これで日本は非常な打撃を被り、今までの狀態は一變したのである。

これまで多かつた收入はだんくと減じて大正三年四年からずつと殖わる一方の收入は大正十一年位を境として次第に下つて來て、今日にいたるまで、日本の政府なり、國民一般なり、經濟界の總てにおいて收入は減る一方である。これを政府の財政について見ると、大正十一年に殆んど二十一億圓あつた歲入は、昭和四年度においては九千百万圓の公債收入

を加わて漸く十七億七千万圓の歳入ができるのであるから、政府の収入は十六億圓近くまで減じたといつてよいのである。これまで剩した金も拂つてしまつて、本年度に使うことのできる金は十六億圓近くまで減つたという状態であつて、個人にたどねると、二千百圓の収入が千六百圓近くまで減つたのである。かように収入は減少したが、他方歳出はどうゆう風になつてゐるか、拂う方はどうなつてゐるかとやうことを見ると、歳入の最も多かつた大正十四年には、二十一億圓の歳入がありながら、歳出は十四億であったが、今年度はどうであるかとやうと九千百万圓即ち一億圓近い借金をしながら、十七億七千万圓の歳出を計上している。もう一度個人の収入にたどねれば二千百圓の収入のあつた大正十一年には千四百圓使つて、その後次第に収入が減つて、今は千六百圓近くに減つて來たので、あました金も使ひ果し、今は九十圓の借金をして、千七百七十圓の暮しを立てゝいることになるのである。

もう一度繰り返してゆうと、ヨーロッパの戦が始まつてから、政府を始め總ての方面に皆収入が殖ねた

ではないか、これが日本の經濟界の不安定、不健全な事情であろうと考へるのである。
しかしかよくな理由は、だれでも能く知つていながら、實行し難いものであつて、政府でゆうと歳入が減つたからそれに應じて歳出を減らすのが當然であるが、それができないのである。また國民も過去の費澤過去の収入の多かつたのに馴れてるので、過去の状態に戀々として、今日改めることができないといふことが今日の日本的情弊であると思う、その結果としてどうであるかとゆうと物價も下らない、生活も安定していない、今日日本の經濟界の大なる故障であるところの、金の解禁もできていないのである。かような状態であつたならば、日本の不景氣はます／＼進み、日本の財界はいつまでも安定しない。世界にたちおくれて、將來の發展もできないのであろう、こうゆうこと考へるのである。

政府の財政は收支が償わない、また國民全体からいつても、また個人／＼について見ても、バランスが合つていないのである。こうゆうこと考へると、總ての社會の不健全な現象はこゝから出て來るのでないか

しかして、お互の暮しもそれに應じて、次第に膨張して行つたが十一年十二年位から次第に収入が減つて來ているのにかゝわらず、今日は使ふ方の金はそれに應じて減らさないばかりでなく、むしろ殖ねてゐるといふ有様である。

これは政府の財政の話であるがおそらく日本の総てが皆この通りであろうと思う。戰爭中には非常に収入が多かつたから、その収入の多かつたのにつれて暮しを立てたのである。しかるに収入は減つたがこの生活費は減らすことができないで、むしろ殖ねて來ているのである。こうゆうことが日本を通じての今日の状態であると思う。収入が減つたならば収入に應じて自分の暮しを立てる。政府ならば歳入が減つたから、減つた歳入によつて歳出を決めるといふのが、天下の理法である。

しかるに今日の日本の状態は、政府の財政でゆうと歳入が足りないから、一億圓の借金をして、歳出を拂つてゐるといふような状態である。これはおそらく國民を通じてこの通りではなかろうか、また各事業にしても、各會社や銀行にしても、こうゆう状態

思想が頽敗しているといふこともその原因を尋ねて見ると、この不合理によるのである。収入は減つたが過去の習慣に囚われて収入に應じて暮しを立てなほすことができないといふ点に、社會の悪化していふ状態の大部分が歸するといつてよからうと思う。この經濟上のバランスの合わない不合理な即ち立てなほそとして、立てなほしが出來ないでいるといふうこの状態が一番社會の惡事の原因になつてゐる。即ちこれを立てなほさなければ國民の全体も立てなほらない。經濟を立てなほすとゆうことは即ち國民の立てなほしである。この不合理の状態の立てなほしは國家將來の發展を圖る唯一無二の途である。

國民經濟の立なおしの方策

財政の緊縮 しかば政府はこのよくな萎靡不振の產業界、不安定、不合理の經濟界に直面して、如何なる方策を施そうとするか、如何なる對策で時局を匡救しようとするかとゆうと、政府は前に述べたよに一般會計において十七億圓、特別會計を合わせて三十八億とゆうような、大きひ金を使う消費者である。即ち政府は一國中の最大の消費者であるから

この消費を減らそうとするのである。前に述べたように、借金をして歳出を計つてはいるようないで、健全なことを止めて借金をしないでバランスを合わせて、この財政上の状態を立てなほすつもりである。収入の償わないような不合理の財政状態を改善して、財政の基礎を確立しようとするのである。

この趣旨から、政府はすでに財政緊縮に着手して、昭和五年度豫算に當つては、非常な緊縮方針で鑑み既定経費の整理節約、新規事項の抑制を計り一般会計においては公債を發行せず、特別會計に於ても公債を半減する計畫である。それだけでなくすでに實行に入つてはいる、昭和四年度の豫算についても、極力緊縮を計る方針で實行豫算を編成して新規事項の整理、公債支辨の中止繰延べを斷行する方針であつて、目下政府部内において成案の作成を急いでいる。政府自身の財政緊縮は自力をもつて實行ができるがまた一方においては政府は國民を指導して行かなければならぬ地位に立つてはいるのである。この地位に立つて仕事をするには、萬事國民の共鳴を得なければならぬのである。

そこで自分自身が先ず財政の立てなほしをする、不合理な財政を立てなほして國民の前に、政府はこの如きことをするから、これでもつて國民全体も理解して政府と共行をして貰いたい、政府に賛成して貰いたいとゆうことを訴へるのである。自ら範を示して國民に理解をして貰うのである。政府は三十八億圓の歳出を取扱うのであるが、國民全体の一箇年の經濟的動きの數字から見れば、僅かに一部分に過ぎないものである。政府のなすところを國民全体が理解して政府と共に行動しなければ、政府の行なおうとする政策の効果は少ないのである。

國債の整理 次は國債整理である。政府の借金の整理である。國の借金は今日五十八億圓ほどある。最近年々非常な速力で殖へて、來年の三月末になると六十億圓になる。そうゆう大きい借金を負擔している。これは財政の整理をするごとに、このいやが上に殖へる政府の借金の整理もしなければならない。政府の發表した國債整理の計畫を説明すると昭和五年度以後一般會計には一切の新規公債もしなければならない。特別會計においては、今一億圓以上の新規公債が計

上してあるが、それも半分以下までに切り下げようとするのである。これはいわゆる只の約束でなく、昭和五年度の豫算の上に、このように作ることを、國民に向つて誓つたのである。即ち今日一般會計特別會計を通じて、二億圓の公債が計上されている。

今後この二億圓の借金を減らしてその四分の一の五千五百五十萬圓にするのである。

そうすると減債基金で公債を返す方の金高は、既定の率によるものが約八千萬圓、なほ今度發表したドイツ賠償金全額六百萬圓以上を、ことごとく國債償還に充當するから総額八千萬圓以上にのぼるのである。五千五百五十萬圓の借金はするが、八千萬圓以上返すから、残引三千萬圓はすくなくとも國債の總額を減らすことになる。

一般會計に新規公債を計上しないことは借金をして財政の辻褄を合せるような、不合理をやめたいとゆう精神である。かようにして政府が範を國民に示して國民と共にこの時局を匡救したいのである。またどん特別會計の公債で生産的のものでもわが國の現在の公債が既に六十億圓とゆう大きい高に達しなほ年々増加して止まない状勢であるから、やがてはわが國の産業を壓迫して、わが國將來の發展に大妨礙を與へることは見易いことである。そこで今においてこの六十億圓の國債の總額を、年々償還額をようとするのであつて、わが國産業の將來の健全な發達を計る上において多大の効果があると考へる

(以下次報)

◎昭和四年度陸軍簡閱點呼
に就て

昭和四年度萩町に於ける陸軍簡閱點呼を八月七日三見小學校に於て山田分會員の點呼は、八月二十一日より二十三日迄三日間明倫小學校に於て椿東、越ヶ濱、萩、椿各分會員の點呼を執行せらる點呼令達總人員四百三十六名にして就中二十六名の不參者あり

| 本籍地 | 事故區分 | 徵收年次 | 兵科等級 | 氏名 |
|---------------|------|------|------|----|
| 萩町大字山田二、一三〇番地 | 所在不明 | 大正一一 | 後 輜 | 事 |
| 山田四、六五五番地 | 全 | 昭和二 | 補 輜 | 事 |
| 山田三、五九三番地 | 全 | 大正一四 | 輸 | 事 |
| 山田四、六七八番地 | 全 | 昭和二 | 輸 | 事 |
| 椿東三、〇六三番地 | 全 | 大正一四 | 輸 | 事 |
| 山田六四番地 | 全 | 昭和二 | 輸 | 事 |
| 米屋町六四番地 | 全 | 大正一四 | 輸 | 事 |
| 椿東二、三三五番地 | 全 | 昭和二 | 輸 | 事 |
| 古萩一二番地 | 全 | 大正一四 | 輸 | 事 |
| 椿東二、三三五番地 | 全 | 昭和二 | 輸 | 事 |
| 細工町五一番地 | 全 | 大正一四 | 輸 | 事 |
| 江向五四三番地ノ三 | 全 | 昭和二 | 輸 | 事 |

たるは甚だ遺憾とする所なるも參會に於ける呼名点呼の動作及學、實科共に從來稀に見る良好なる成績を擧げたり殊に實科に在りては既教育者の殆んど全部軍服を著用し未教育者に在りても軍服又は各種の洋服著用者多き爲部隊教練及分列式等諸動作に活氣を帶び遺憾なく實施を終了することを得たるは洵に喜ぶべき次第なり將來は當時の會合特に点呼に際しては一般に軍服著用の勵行を切望して止ます

◎昭和四年度萩町に於ける
徵兵検査抽籤結果

歩兵 甲
二乙
三乙
四乙
輔 輜
看護卒
輔助看護卒

治治一作一郎輔藏介一衛吉郎夫樓郎

| | | | | |
|-----------|---|------|---|---|
| 上五間町二八番地 | 全 | 刑期中 | 全 | 全 |
| 南古萩二二番地 | 全 | 病氣不參 | 全 | 全 |
| 椿東四、九五五番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 椿守町二五番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 椿一、一五〇番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 椿東五八九番屋敷 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 津守町二五番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 平安古四六七番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 堀内一〇五番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 土原三〇五番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 浜崎新町七六番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 河添七七一番屋敷 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 山田五、三二五番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 椿三、〇八七番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 平安古四一二三番地 | 全 | 全 | 全 | 全 |

| 工兵 第五五大隊 | | | 昭和五年一月十日 | | |
|-----------|------|---------------------|-----------|----------|----------|
| 電信 第二聯隊 | | | 午前九時 | | |
| 輜重兵 第五大隊 | | | 廣島 | | |
| 守軍 吳府 鎮海 | 五 輜 | 卒看補助 | 卒護 | 看 | 輜重兵 第五大隊 |
| 主計兵 | 水兵 | 卒輸重輜 | 步步 | 步步 | 電工野 |
| 看護兵 | 機關兵 | 第五期 第四期 第三期 第二期 第一期 | 四二 | 七九 | 二五 |
| 昭和四年十二月一日 | 全 | 全 | 昭和四年十二月一日 | 昭和五年二月一日 | 昭和五年一月十日 |
| | 十月一日 | 六月一日 | 四月一日 | | |
| 時刻未定 | 午前九時 | 午前九時 | 午前九時 | 午前九時 | 午前九時 |
| 吳 | 廣島 | 廣島 | 廣島 | 廣島 | 廣島 |
| | 山口 | 山口 | 山口 | 山口 | 山口 |
| | 龍山 | 龍山 | 龍山 | 龍山 | 龍山 |
| | 廣島 | 廣島 | 廣島 | 廣島 | 廣島 |
| | 廣島 | 廣島 | 廣島 | 廣島 | 廣島 |

○昭和四年度徵兵入營期日一覽

幹部候補生の入營期日（一年在營者に於て
十月在營者に於て 昭和四年十二月一日
昭和五年二月一日）

◎勤務演習召集

◎海軍豫備員任命

九月二十五日より十四日間歩兵第四十二聯隊へ召集
せられたる者左の如し

歩兵下士 二名

大正八年徵集歩兵 三十三名

全 年八月一日

任海軍豫備一等兵曹 椿東區 吉村庄三郎

任海軍豫備機關兵曹長全

黒田俊彦

昭和四年七月一日

任海軍豫備機關中尉 桐原村上愛二郎

山根俊亮

通 信

◎萩局電話通話區域擴張

澤江萩間一通話時の普通通話料金 十五錢
澤江萩越ヶ濱間全 十五錢

八月八日、遞信省告示第二千二百四十九號を以て市外通話區域及普通通話料中左の通追加し、昭和四年八月十一日より之を施行する旨公布ありたり。

八月十九日、遞信省告示第二千三百十六號を以て呼出區域中左の通改正し昭和四年八月二十一日より之を施行する旨公布ありたり。

萩町（大字椿（字椿町、同金谷、同雜式町、同濁淵を除く）同椿東（雁島、同香川津、同新川、同鶴江同沼田口、同松本川端、同清水口、同玉太郎、同川原、同船津、同新道、同椎原台、同松本市、同沼田ヶ原、同城ノ越、同上野台、同下上野を除く）同山田を除く）

◎郵便切手刷色改正

◎八月二十七日付遞信省令第三十號を以て昭和四年九月一日より、四錢、八錢、二十錢、三十錢及五十錢各郵便切手の刷色を左の通改正し、從前もの賣切れ次第賣捌くことなれり。

四錢切手 橙朱色 八錢切手 鶯茶色
二十錢切手 濃栗色 三十錢切手 淡橙、濃綠
二色
五十錢切手 褐黃、濃青二色

◎萩郵便局八月中行事
一、會計實地検査執行

八月二十七、八兩日廣島遞信局に於て開催の管内
一、二等局長會議へ列席の爲二十六日出發二十九
日歸着

一、精神修養講話開催

八月二十八日午前十時より十一時まで當地三千坊に於て布教中なりし本願寺布教師小田柿晃融氏を聘し、更傭人に對し修養講話を又八月三十一日午前十時より中所嘱託講師を招し、約一時間に涉り修養講話を開催し、更傭人一同聽講せり。

◎萩郵便局昭和四年八月分

事務取扱狀況

▲ハ減

| 種別 | 前年取扱數 | 本年取扱數 | 増減數 |
|----------------|-------|-------|------|
| 通常郵便物 配達 | 三三、四四 | 三九、八四 | 七、四三 |
| 小包郵便物 配達 | 二五、二九 | 二六、五三 | 一、二四 |
| 電報 著信 中繼 | 一、八六 | 一、八六 | ▲ |
| 爲替振出 金額 | 三、七〇 | 三、二〇 | 一、五〇 |
| 電報 著信 中繼 | 四、八七 | 三、二〇 | 一、六七 |
| 爲替振出 金額 | 一、四〇 | 一、四〇 | 一、零〇 |
| 電報 著信 中繼 | 二、二三 | 二、二三 | 一、零〇 |
| 爲替振出 金額 | 一、四六 | 一、四六 | 一、零〇 |
| 電報 著信 中繼 | 四、八三 | 四、八三 | 一、零〇 |
| 爲替振出 金額 | 二、五九 | 二、五九 | 一、零〇 |
| 電報 著信 中繼 | 三、三七 | 三、三七 | 一、零〇 |
| 爲替振出 金額 | 三、八四 | 三、八四 | 一、零〇 |
| 電報 著信 中繼 | 一、九一 | 一、九一 | 一、零〇 |
| 爲替振出 金額 | 一、九〇 | 一、九〇 | 一、零〇 |

| 爲替拂渡 口數 | 金額 | 貯金預入 口數 | 金額 | 貯金拂戻 口數 | 金額 |
|------------|-------------------|------------|--------|------------|-----------|
| 二、九五 | 五、九九、九一〇五〇、一五七、九九 | 二、〇二〇 | 二、三七九 | 六七三 | 八四五 |
| 二、九五 | 六、九一、九一〇五〇、一五七、九九 | 二、〇二〇 | 二、三七九 | 六七三 | 八四五 |
| 二、九五 | 二〇、五〇〇 | 一〇、二九〇 | 一一、三四八 | 一、二三四、二〇〇 | 一、二三四、二〇〇 |
| 二、九五 | 二三、五四〇 | 一、二九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 |
| 二、九五 | 二三、五四〇 | 一、二九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 |
| 二、九五 | 二三、五四〇 | 一、二九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 |
| 二、九五 | 二三、五四〇 | 一、二九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 |
| 二、九五 | 二三、五四〇 | 一、二九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 |
| 二、九五 | 二三、五四〇 | 一、二九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 |
| 二、九五 | 二三、五四〇 | 一、二九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 | 一、〇九〇 |

◎火葬場道路改修

堀内区内町設火葬場に通ずる町村道の一部に狹隘なる箇所あり、不便不妙を以て、今回延長七拾四間の区間を幅員拾貳尺に擴張することとし、既に用地の買収を了し八月拾六日工事に着手、拾月中旬竣工する豫定なり。

土木交通

◎新川岩盤掘鑿工事

新川岩盤掘鑿工事は縣費の補助を受け、本年度に於て之を施工することと爲し、大津郡深川町植中孝一なる者と請負契約を締結、九月一日より工事に着手せり、右縣費補助金は總額金四千五百圓にして本年度の補助額は金壹千圓なり。

社会事象

◎長門峽内發昌寺本尊
入佛式舉行

長門峽金鄉出合に建立せらるべき發昌寺の本尊とし

て田中義一男爵より寄進せられたるシャム國傳來の觀世音菩薩黃金像の入佛式は八月八日午前拾時半より本町享徳寺に於て執行。發起者總代林町長の挨拶本尊授受、献茶湯、田中男爵の口宣、導師香語、讀

經回向、燒香等の順序に依り拾壹時半終了したり尙萩町出身釜山府在住の大島芳輔氏は同日を以て普賢文珠の双幅を寄附せり。因に當日田中男爵の口宣左の如し。

私は一言御挨拶を致します。今日は炎暑にも拘らずよく御参拜下さいまして有難ふ存じます、茲に發昌寺の縁起を私から披露致したいと存じます、皆さんが御承知の通り長門峠の自然美が世間に段々擴まるに従つて此の雄大莊嚴なる自然の景色を見んが爲にアノ地方に赴く人が年々増加しつゝあるのであります而して斯の雄大なる景色を眺めるときには自ら人心に一種の快感を與へられるのである昨今動もすれば思想界に混亂を來さむとする時に鑑み村上宏林師を始め有志の方々が此の機會に於て人心の済度を計るといふことが適切であると考へられ、茲に思ひ立たれたのが此のお寺であります。私は村上宏林師外諸君の此の思ひ立ちに對し頗る同感を表するものであると同時に、お寺の建立は必ずや衆生済度の上有効のこと、思ひますこれが大体發昌寺建立の縁起である、而

世音も御満足のこと、存じます、今日は炎暑の際御参拜下されたるに對し改めて御禮を申上げます

(文責筆記者に在り)

◎堀内公會堂建設

萩町堀内區親交會に於ては豫てより、公會堂建設設計中の所、敷地は毛利公爵家より借受くること、して其の建設地等も決定したるに依り、八月十八日をトし、地鎮祭を行ひ直ちに工事に着手すること、なれり。

◎住吉祭お船うた

一、めーんでたーのまーたーのわんよーほほんほんほんほほーかーわーだーうはうはうはもーにょーにんこのこのこのわーわーさーかーははゆーる。のーんよーんうほーほーほーほーほーほーほーほーほーほーほーもーお、うめんもー

二、やーわねがーすみーかーはー、たんたんたんば

して私が寄進した觀世音の黄金佛一体は先般シヤム國より佛舍利を寄贈せられて、今日は名古屋の日遷寺といふ信仰最も厚い寺にそれが在ります。この佛舍利を日本に贈られたことに就いては岩國町の弘津節山師が此の間に於て努力せられ偉大なる功勞があつたのであります。此の功勞に報ゆべく、シヤム國皇帝より贈られたものが此の黄金佛であつて過日私に之を贈られたのであります、私は村上師はじめ有志の諸君が此の長門峠に於て一宇の建立といふことが時期に適したものであり同感であるから、此の黄金佛を寄進した次第であります。斯様に各方面の同情か集まつたことは村上師はじめ有志諸君の盡力の賜であります、又その熱心なる德の然らしむるところであると、私は深く喜んで居ります。今後共村上師はじめ有志諸君も亦これに御同情下さる皆様の力によつて、この折角建立せられた縁起の趣旨が徹底するやう私は期待するものであります、皆様も茲に參拜せられたのでありますから、十分此の寺の縁起の目的を達成する上に付どうか御配慮を賜はつたならば觀

のーやまのたにあひたにぞこのーさてーしばーははのーやれいおーりーのーまーたーのーわんよーほほんほんほんほはたーりー、いーやーうはうはうはもーにょーにんこのこのこのわーさーかーははおーほほーほーのーまーたーわるーいーほーほーほーほーのーまーたーわるーいー三、いやあーしがーのーからさきーなーるーひとつのはまーつはからころだんがいすじりりもじりりよんごーざーる。まーつんづるきんづるちりたらりんいやすじりりたらはんもじりりたらおんちりつるてれんきけーひとほほりーやれじよろーやーじよろじよろしゆんれーがのーわんよーほほんほんほんほはあーいーあーしーいひいひもーわよーわんこのこのこのわーわーやーらははいーてのーんよーうほーほーほーほーほーほーほーほーれーわーわーわーおまあーつ四、いやーみなーもーごぞんーじーごんざりまーしょーがなーうらーのーーしょわんーのこーまーつの一こーだーにもすがとまりてあすーのよーあーけーにはなーきりんやきりんやわーきりいきりん

きりともーのーさてーなくよーどりわーなーくま
いーがーあーまたのーんよーほんほんほんほ
ほとーりーなーくーうはうはうはもーによーーに
んこのこのこのわーみーやははまーあの一のー
んよーうほうほうはーほほほほーほほほーほほ
ーほーとーとぎーすー
お止め

のーんでーんたーいーいーやーわかーにーたーも
ーやよいー（終り）

◎公人及私人

□

宇都市渡邊祐策氏本縣選出代議士庄晋太郎氏美禰郡
各町村長は歸萩中の田中、久原前兩相訪問の爲八月
三日來萩

國吉宇都市長は田中男爵を訪問の爲八月四日來萩

□

貴族院議員林平四郎氏は田中、久原前兩相を訪問の

爲、矢崎山口地方裁判所長は管内巡視の爲八月六日
來萩 □
本縣選出代議士兒玉右二氏は田中男爵家法要に列席
の爲、増田本縣農林主事補は副業品販賣斡旋研究會
に列席の爲、防長武學生養成所山口支部長松田陸軍
少將は同養成所の狀況を田中男爵に報告の爲何れも
八月七日來萩

彦島町長岡乙治郎下松町久原用地部主任岡村勇二兩
氏は田中、久原前兩相訪問の爲八月七日來萩

□

前第六師團長福田陸軍中將は八月八日歸萩山田區中
渡しに假寓せらる

防府町在住山本芳輔少將は田中男爵を訪問の爲八月
九日來萩

門司鐵道局旅客掛藤井康二氏は鐵道配達區域調查の
爲八月十日來萩

□

渡邊政友會本縣支部長林貴族院議員兒玉、西村、庄
樹谷各本縣選出代議士は政友會阿武郡區及び阿武郡
西部々會の各總會に列席の爲八月十一日來萩

杉江本縣衛生課長は衛生事務の爲、熊本遞信局員上
原恵氏は管海官廳事務の爲八月十七日何れも來萩

素水會本部幹事熊川千代喜氏と共に八月十八日出發
下關經由海路歸京せらる

日來萩 □

田中男爵家執事高村孝助氏は八月十二日出發歸京

本縣選出代議士西村茂生氏は七月二十九日來萩滯在
中の處八月十二日玖珂郡岩國町に歸郷

島谷汽船株式會社高本重役は田中、久原前兩相訪問
並社務の爲。代議士伊藤仁太郎氏は田中、久原前遞
相訪問の爲何れも八月十三日來萩

元埼玉縣知事藤山竹一氏貴族院議員中村純九郎兩氏
は田中、久原前兩相訪問並史蹟見學の爲。秋葉本縣
警務課長は管内巡視並史蹟見學の爲何れも八月十五

原口第五師團長は簡閱點呼視察の爲八月二十二日來
萩

□ 代議士阪本一角、津雲國利、藤井達也諸氏は田中、
久原前兩相訪問の爲。下關運輸事務所長武井明道氏
は管内巡視の爲、福岡縣女子専門學校教授鈴木暢幸
氏は史蹟見學の爲、萩製糸株式會社長賀田以武氏は
社務の爲何れも八月二十二日來萩

□ 滯在中の田中男爵並久原前遞信大臣は八月二十三日
山口市を經て歸京の途に就かる。

田中、久原前兩相と共に歸萩中の前遞信大臣秘書官
藤田包助前内閣図書官北野右一遞信省図書官吉田潤一沖
繩縣選出代議士萩町出身竹下文隆の諸氏は田中、久
原前兩相と共に八月二十三日出發歸京

前台灣總督府内務局長豊田勝藏氏は八月十七日歸萩
滯在中の所八月二十三日田中男爵一行と共に歸京

岩田山口高等學校長は家族と共に八月二十二日當地
出發山口市に轉住

□ 下關市梅光女學院長廣津藤吉氏は基督教義講演の爲
横山健堂氏は本縣主催夏季講習會講師として菊池本
縣視學官協本縣視學と共に八月二十四日何れも來萩

□ 安永縣屬は濟生會寄附金募集打合の爲八月二十八日
來萩

佐武鐵道省盛岡建設事務所長は轉任挨拶の爲八月二
十八日來萩

米山門司鐵道局長以下二十三名は史蹟見學の爲八月
三十一日來萩

衛 生

◎ 昭和四年一月以降傳染病

患者數

| 病名 | 八月中發生數 | 七月迄發生數 | 計 |
|-------|--------|--------|-----|
| 腸チブス | 一 | 一七 | 一八 |
| 赤痢 | 一六 | 一三 | 二九 |
| 痘瘡 | 一 | 三 | 三 |
| デフテリア | 一 | 九 | 二八 |
| 猩紅熱 | 一 | 二 | 二 |
| 計 | 二六人 | 四四人 | 七〇人 |

本年一月以降死亡者
痘瘡一六名 赤痢三名 腸チ
ブス三名 計二二名

一、八月中入院患者數

◎ 萩町立堀内病院入院患者數

| | 疑赤痢 | 赤痢 | 四名 |
|------|------|-----|------|
| | 疑痘瘡 | 痘瘡 | 一名 |
| | 埋火葬別 | 合計 | 五名 |
| | 八月中 | 七月迄 | 計 |
| 埋葬 | 四〇 | 一四六 | 一八六人 |
| 火葬 | 四六 | 一四九 | 一九五 |
| 腸チブス | 八六 | 二九五 | 三八一 |
| 合計 | 一六 | 六三 | 七九 |
| 男 | 三六 | 四三 | 六三 |
| 女 | 二〇 | 一〇六 | 一四二 |
| 計 | 三六七 | 五六三 | 五二三 |

◎蛔虫の暴虐は温暖な地方に

多いのは五歳から十五歳まで

内務省の統計によれば蛔虫の寄生を受けるのは寒い國よりも暖かい地方に、都會居住者よりも農村生活者に多いことがわかります、都會は百人中三十七人田舎では百人中六十六人といふ状態を呈してをります、蛔虫に寄生されやすいのは五歳から十五歳迄が大部分を占めてをりますが山麓農村では六十迄全体的に多く、平地農村では五歳以下と十五歳以上とはやゝ少いそれでも都會居住者のそれよりも多いのであります蛔虫に寄生されると突然發熱したり、目まひ嘔吐を催し、腹痛が起り、下痢したり、頭痛したりします。なほ高まつた現象としては壁土や炭などを噛みたがります、そして自然發育が悪く、同時に

學校の成績も悪くなりやすいものであります。蛔虫の卵は大概三週間位で小虫になりますがその時はまだ卵殻の中にをりそれが食物と同時に腸内に入つて殻を破つて出て小腸に寄生するものが大部分でなほ肺臓や肝臓或ひは氣管を經て咽喉に出で再び腸に下るものであります、蛔虫はその間五六週間のうちに親虫となりて腸内の營養分をすひどつて盛んに卵を産むのであります、それが大便と一所に排泄されます、油菜類には人糞が使用されるので自然その媒介になることになります。蛔虫の寄生を防ぐにはなるべく生の野菜をたべないのに限ります一夜中側迄よく洗ふ必要があります、生水に蛔虫卵が入つてゐる場合もあります。

人事

○戸籍と身分關係（其の十五）

復籍拒絶

復籍拒絶とは法定の原因ありて實家に復籍すべきときには家族たる身分の取得を拒絶する意思表示である即ち戸主が家族の離婚又は離縁に依り實家に復すべき場合之を防止することを目的とする行爲を云ふのである

戸籍法第百四十一條に戸主が其の家族たりし者の復籍を拒まんと欲するときは左の事項を記載して其の旨を届出つることを要す
一、復籍を拒まるべき者の氏名及本籍
二、復籍を拒まるべき者が家族たるべきは戸主の氏名
三、復籍拒絶の原因
一戸主が其の家族の復籍拒絶を爲す得べき場合は民法第七百四十一條全法第七百五十條に規定してある
一、家族が戸主の同意を得ずして婚姻又は養子縁組を爲し他家に入りたるべきは婚姻又は養子縁組

の日より一ヶ年内に復籍拒絶を爲すことが出来る
二、家族が婚姻又は養子縁組に依り他家に入りたる後婚家養家又は實家の戸主の同意を受くることなく更に婚姻又は養子縁組に依り他家に入りたるべきは同意を爲さゞりし戸主は婚姻又は養子縁組のありたる日より一ヶ年内に復籍拒絶を爲すことが出来る
以上の場合は何れも戸主に於て復籍拒絶を爲すことが出来るけれども其の届出に依る意思表示は家族の離婚又は離縁以前なることを要し一旦離婚離縁等ありたるべきは其の家族は實家に復籍するに至るを以て復籍後は之を拒絶すること能はざるや明かである戸籍法第百四十二條に依り復籍拒絶又は復籍すべき家の廢絶に因つて一家を創立したる者が縁組若は婚姻の取消又は離縁或は離婚の届書に其の場所を記載せざりしことは一家創立の事實を知りたる日より十日内に其の届出をせねばならぬ其の届書には左の事項を記載することを要す
一、復籍拒絶者又は廢絶家の戸主の氏名及本籍
二、復籍拒絶の原因及年月日又は廢絶の年月日

● 萩町の人口動態

| | 八月 | 中 | 三四 | 八 | 八九 | 一三九 | 死産 |
|--------|-----|----|-----|-----|----|-----|----|
| 一月以降累計 | 三八四 | 五一 | 九一三 | 六九五 | 二五 | | 三 |

● 八月中の寄留

| | 男 | 女 | 計 | 一月以降累計 |
|------|-----|-----|-----|--------|
| 出寄留者 | 三二人 | 三四人 | 六六人 | 九二〇人 |
| 入寄留者 | 一四人 | 一四人 | 二八人 | 四一三人 |
| 復歸者 | 一一人 | 五人 | 一六人 | 九一人 |
| 退去者 | 四人 | 三人 | 七人 | 一一七人 |

● 受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和四年八月中

| 罪名 | 人 | 員 | 現住者 | 現住者 | 計 | 一月以前年一月の累計 |
|---------------|---|---|-----|-----|---|------------|
| 機船底曳網漁業 | | | | | | |
| 詐欺 | | | | | | |
| 横領 | | | | | | |
| 盜賊 | | | | | | |
| 窃盗 | | | | | | |
| 失火 | | | | | | |
| 殺傷 | | | | | | |
| 人害 | | | | | | |
| 火災 | | | | | | |
| 失火 | | | | | | |
| 阿片 | | | | | | |
| 煙販 | | | | | | |
| 賣藥 | | | | | | |
| 火薬取締法違反 | | | | | | |
| 銃砲火薬取締法違反 | | | | | | |
| 飲食物防腐剤取締規則違反 | | | | | | |
| 陸軍人人服役令施行規則違反 | | | | | | |
| 職業取締規則違反 | | | | | | |
| 牛乳營業取締規則違反 | | | | | | |
| 按摩術營業取締規則違反 | | | | | | |
| 罰令違反 | | | | | | |
| 山口縣警察犯處 | | | | | | |
| 牙法 | | | | | | |
| 物販 | | | | | | |
| 班 | | | | | | |
| 牙法 | | | | | | |
| 罰令違反 | | | | | | |
| 自動車取締令違反 | | | | | | |
| 暴力行為等處罰違反 | | | | | | |
| 議員選舉法違反 | | | | | | |
| 印紙稅法違反 | | | | | | |
| 要塞地帶法違反 | | | | | | |
| 業務上過失致死 | | | | | | |
| 嬰兒殺 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|----|---|---|---|---|---|
| 暴力行為等處罰違反 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 自動車取締令違反 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 議員選舉法違反 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 印紙稅法違反 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 要塞地帶法違反 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 業務上過失致死 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 嬰兒殺 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 合計 | 六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 一〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 八二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 七八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

● 飛行機上より萩市街を撮影

平安古町在住羽仁海軍大佐の斡旋に依り先般海軍演習の爲大津郡油谷灣に碇泊中の帝國軍艦山城艦長を煩はし海軍水上飛行機上より當町明倫小學校を中心とする空中寫眞を撮影したる所今回同大佐の手を經其の原版を送致せられたり

● 假面を被る平和の使者

ツ伯號飛來の裏面、眞？疑？

(國本新聞より轉載)

平和の使者、交通文化の先驅として今回訪日したツエッペリン伯號の世界一周の壯舉に對し國民擧つて熱狂振りの歓迎を示し、興奮讚嘆の誠を捧げてゐる

雑事

平安古町在住羽仁海軍大佐の斡旋に依り先般海軍演習の爲大津郡油谷灣に碇泊中の帝國軍艦山城艦長を煩はし海軍水上飛行機上より當町明倫小學校を中心とする空中寫眞を撮影したる所今回同大佐の手を經其の原版を送致せられたり

平和の使者、交通文化の先驅として今回訪日したツエッペリン伯號の世界一周の壯舉に對し國民擧つて熱狂振りの歓迎を示し、興奮讚嘆の誠を捧げてゐる

が、此のツエ伯號來朝の眞意が果して平和の使者のそれであるか否か、一部識者の間に、この人類史上空前の大壯舉に深い疑惑の眼の注がれてゐる。先づ疑問の点はツエ伯號が世界一周の壯舉に要する莫大なる資金が全部先年全北米の排日を煽つたハースト系新聞團の出資するところであり、更に重大問題は米國のツエツペリン會社及び船長エツケナー買收説の眞實化である、又エツケナー博士は世界一周成功後米國レークハーストで下船し米國の重大商議にあづかるとの說、更にまた此度のツエ伯號世界一周には米國現役將校が三名外に紐育市の百萬長者ウイリヤム、ビー、リーツ氏等米國人が多數乗込んでゐること等々を綜合するとき、今回のツエ伯號の世界一周の裏に動く黒い魔の手は、口に平和を唱へながら着々として第二の世界戰爭に備へつゝある某國軍部の意志に外ならないといふのが識者の冷靜な觀測である、右につき關係當局者は語る

感
詠

で飛ばせるとは實に危険な話である、何しろツエ
伯號の大圈航路シベリアにしろ北平洋にしろ無人
の航路を經驗しておいて、いざ緩急の場合そつと
忍んで来て襲撃されたら堪まるものではない。殊
にこの度主となつて操縦してゐる第一船長のレー
マンといふ男は歐洲大戰中ロンドンの空から何十
回となく爆弾を投下殺戮の血の味を知つてゐる奴で
この男もまた某國に買収されてゐるのであるから
今回の來訪に國民舉つて熱狂歓迎してゐる日本人
の淺暮さが憂慮される。

◎田中義一男爵は過般歸郷せられたる際本町立各學
校圖書館に對し皇幹臣枝並に世界興亡一覽の軸物
を寄贈せられたるが更に八月十六日同附錄の書冊
をも送り越されたり其の厚意を感謝す

◎八月二十七日防長紙同業組合より防長透紙史一部
を寄贈せらる其の厚意を感謝す

◎今回山口縣電氣局糟谷局長より、縣營電氣事業創

問
さる

林町長は田中男爵一行と共に大津

木村長は田中男爵一行と共に大津君二郎村野
波瀬及仙崎町方面に向ひ即日歸廳
十二日 午前九時より町衙に於て本郡町村長集會開
催正午より町村長一同は田中男爵久原前遞相
を川島醉月亭に迎へ歡迎會開催

て町内外有志六百余名の爲招待會を催さる

二十九日 午前九時より町公會堂に於て農業調査員
子助役列席

三十日 昭和四年度徵兵抽籤立會の爲金子助役出山
即日歸應

○
酒なし日

財團法人日本國民禁酒同盟理事長の計劃を是認し文部省社會教育局長より勸奨し來れる主要事項左の如

—

○本町秋山貞一氏は南古萩区内道路敷地として畠地五合を寄附せられたるに依り八月三十日の町會に於て之を受理することに議決せり其の厚意を感謝す

◎八月中萩町日誌
(本月報中登載外のもの)

五 日 午前九時より町衙に於て在郷軍人萩町聯合分會の委員會及新川岩盤掘鑿に關する關係者の打合會を開催

六 日 久原前遞相は阿北巡視の歸途越ヶ濱明神池及笠山を視察

七 日 田中男爵は午後七時より同別邸に於て町會議員町長助役收入役其の他の各夫妻を招待し夜宴を催さる。

十 日 福田陸軍中將歸郷に付き林町長を町衙に訪

◎八月中萩町日誌

(本月報中登載外のもの)

二十九日 午前九時より町公會堂に於て農業調査員
集會開催

し。

「酒なし日」の計畫

一、酒なし日の趣旨

九月一日大震火災記念日に當り横死犠牲者の冥福を祈ると共に國民精神の緊張を策する爲一日四百萬圓の巨費を費しつゝある酒類の飲用を慎み國民的反省の實を擧げ以て良風の作興に資せんとす。今や經濟國難打開の爲國を擧げて消費節約を要すべきの秋前五回實施の結果最も成績良かりし斯の「酒なし日」を茲に一層の熱誠を以て擧行せんとする所以なり。

二、酒なし日擧行期日 昭和四年九月一日

三、酒なし日擧行範圍 全國一齊

四、酒なし日の主催者 官民協力

道府縣學務部社會課社會事業協會社會事業團体、宗教團體教化團體教育會婦人團體青年團少年團軍人會其の他公共團體學校新聞及一般有志を網羅せる聯合委員會を組織し官民一致之に當る

五、酒なし日の行事と方法

一、九月一日に行はるべき公的會合に酒を用ひざ

ること

二、各個人相戒めて飲酒を慎むこと

三、印刷物配布・ポスター掲示等によりて趣旨の徹底を計ること

四、講演會活動寫眞路傍演説行列其の他の催し事により趣旨の徹底に努むること

五、ラヂオ放送映畫演劇の幕間を利用して趣旨を普及すること

六、新聞雑誌に越旨及び報導の記載を依頼するこ

七、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

八、禁酒村の創設、禁酒會の設立發會を勧誘獎勵すること

九、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十一、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十二、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十三、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十四、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十五、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十六、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十七、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十八、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

十九、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十一、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十二、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十三、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十四、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十五、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十六、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十七、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十八、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

二十九、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

三十、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

三十一、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

三十二、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

三十三、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

三十四、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

三十五、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

三十六、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

三十七、各學校長より學生生徒に訓辭を爲し趣旨の徹底を計るやう協力を求むること

見ることあり、見島村刊行の乾島誌に依るに同地海岸には屢々椰子實の漂着することありと云ふ。夏蜜柑の原果も暖流に依りて大日比の海岸に漂着せしものなるべし。

現存する夏蜜柑原樹は安永の初年大日比の海岸に珍果一個漂着せるを該樹所有者なる西本氏の祖先ようなる女子之を拾ひて種子を蒔付けたるものゝ發芽成育したものにして該樹は弘化四年家屋改築の際に工事の妨となること少なからずとして根元より二尺五寸の所にて伐り去りたるものより二本發芽したる爲め今は幹二本となり樹高十八尺、枝張り四坪にして明治二三年頃より十二三年間連續萩地方の需要に應じ接穗として新芽を剪截せると老衰の結果今は極めて貧弱なる樹貌となれるも尙ほ年々數十個を着果す。

初め同地にては之を宇樹橋と呼び何人も食用に供したるものなく兒童が毬の代用品として遊戯に用ひたるに過ぎず然るに其の後ち該果は夏期徑二三寸となり果漿に富み酸味強ければ會々食醋の代用となすに足ることを識り茲に用途を認めらるゝに至り宇樹橋

の名は何時ともなく夏橙と呼ぶに至れり、該地は僻陬地にして日用品を得るに困難なる所なれば各戸食酸自給策として是が栽培に着手するに至れり、其の結果原樹以外に寛政四年、享和二年に發芽せる古樹あり後ち食用に適するを識り夏九年母とも呼ぶに至れり。

夏蜜柑の大産地たる萩は文化の初年江向の檜崎十郎兵衛が大日比より贈られたる果實より得たる種子を播きたるを始めどす、明治の初年廢藩置縣の結果萩の士族は祿を失ひたるより競ふて大日比より接穗を需め庭園と畑地とを分たず所有地一面に該樹を栽培し活路を開きたるものなり。

◎訂 正

二、三貢區長及區長代理者氏名を左の如く訂正す
南片河町區長代理者を吉澤吉太に、北古萩町二區區長和泉屋阪次郎、區長代理者を松岡豊吉に、東田町二區區長齋藤文吉に、目代區長竹内權藏に、區長代理人者溝部權槌に訂正す

久次勢
地圖

三十

公 告

萩町で奉仕してゐる庶務事務の概況を廣く皆
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが
爲毎月一回此の月報を發行することとしたの
であります又毎號共區長役場の方から皆さん
のお宅へ回覧の取扱ひをされますから其の際
は萩町の爲進むで御精覽の上成るべく早くお
隣りへ御廻しを願ひます

尙ほ印刷實費一ヶ年分金貳圓拾六錢を御納め
になれば別に此の月報をお配りすることとし
ておりますから其の旨を萩町役場又は區長役
場まで御申出で下さいませ

萩町庶務課

昭和四年九月十三日印刷
昭和四年九月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 辅

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印 刷 者 荒瀬徳治
印 刷 所 信清舎印刷所